

第4部 初動応急計画

その1 【震災編】

地震災害での全体イメージ

予防対策

応急対策

復興対策

混乱期

フェーズ0 → 1 → 2 → 3 → 4

フェーズ0…発災～6時間

フェーズ1…72時間まで

フェーズ2…1週間程度まで

フェーズ3…1か月程度まで

フェーズ4…3か月程度まで

全てが混乱し対応が間に合わない時期

災害応急活動が活発な時期

被災者が生活再建に向かう時期

【時間軸】

0 [発災]

6時間

72時間

フェーズ0

フェーズ1

フェーズ2

フェーズ3

フェーズ4

初期消火・人命救助

避難者の安全確保

活動態勢整備

災害応急活動

生活再建

混乱期

火災発生

延焼拡大

建物倒壊

一時集合場所

自主防災組織による
救助活動

避難場所

避難所生活

罹災証明書発行

応急仮設住宅

物資の提供

区民

初期消火、救出・救護

避難

避難生活

応急仮設住宅への入居

区役所

情報収集・避難指示

避難所・緊急医療救護所設置

食料・飲料の提供

住家被害調査

罹災証明書の発行

警察

交通規制・救出救助活動

避難誘導・交通整理

行方不明者の捜索・調査

治安維持

消防

消火活動

救出・救護活動

想定される対策の流れ【震災】

	フェーズ0 発災～6時間	フェーズ1 7時間～72時間（3日間）	フェーズ2 4日～1週間	フェーズ3 2週間～1か月	フェーズ4 2か月～3か月
区 民	○初期消火活動	○家庭内備蓄 （飲料水・食料・生活必需品）の活用			
	○家族・近隣の安否確認	○園児・児童・生徒の引取			
	○人命救助				
	○負傷者の応急手当、緊急医療救護所への搬送				
	○避難、地域住民の避難誘導 （建物倒壊・延焼火災等で危険な場合）	○避難所に参集、避難者把握	○自宅での生活（建物被害がない場合）		
	○要配慮者の安否確認、避難支援		○避難所生活	○応急仮設住宅等への入居	
事業所	○初期消火活動	○帰宅の抑制	○帰宅		
	○従業員の安否確認	○事業所内備蓄の活用			
	○人命救助（事業所・地域への協力）				
区	○災害情報の収集・発信				
	○自衛隊の派遣要請		○住家被害認定調査	○罹災証明書の発行	
	○人命救助			○義援金・生活再建支援金の支給	
	○緊急医療救護		○保健衛生活動		
	○避難指示の発令		○避難所生活の支援		
	○緊急避難所の開放	○避難所及び福祉避難所等の開設・運営			
		○要配慮者の安否確認	○要配慮者の支援		
	○園児・児童・生徒の保護				
		○給水			
		○食料・生活必需品の確保・供給			
		○遺体の安置		○焼骨の保管（1年間）	
			○遺体の火葬		
			○応急仮設住宅の用地確保	○応急仮設住宅の建設	
	○道路の障害物撤去		○建物の解体撤去	○がれきの処理	
	○仮設トイレ設置・し尿の収集				
	○応急危険度判定				
			○生活ごみの収集運搬		
	○帰宅困難者一時滞在施設開設			○災害復興計画	
	○応援要請・受入れ（他自治体職員・ボランティア）				
関係機関	○消火活動		○ライフラインの応急復旧		
	○交通規制	○緊急輸送路の確保	○道路・橋梁の応急復旧		
	○人命救助		○行方不明者の捜索・調査		
		○死体調査（検視）・検案			
		○自衛隊の災害派遣			
			○広域応援		

初動計画

●初動期の様相

大規模地震が発生した場合、江戸川区では、次の状況が想定される。

■地震発生～被害の発生

地震により震度6弱～6強、一部では震度7の強い揺れを感じる。古い木造建物やブロック塀等が倒壊し、住宅地内の道路に瓦礫が散乱する。電柱などが傾き電線が垂れ下がる。商店街等では、看板や陳列物が落下する。

区内の至る所で液状化現象が発生し、砂や水が噴き出す。それによりマンホールの浮上や道路、橋梁での段差、住宅・塀の傾きが生じる。

■火災発生～延焼拡大

風が強く火気を使用する冬季の場合は、火災が発生する。消防車が出動するが、折からの強風、断水による消防水利の不足、渋滞による遅延があいまって、木造の密集する区の北部では、延焼が拡大するおそれがある。

■交通渋滞発生

液状化現象によって多くの道路で、亀裂、陥没、水たまり等が発生し、自動車の通行が困難となる。その上、地震直後から停電により信号機が点灯しなくなる。これらにより環状七号線、船堀街道、京葉道路等の幹線道路を中心に渋滞が発生する。

また、交通規制がかかる高速道路では、車両が一般道路に下ろされるため、出口付近での渋滞が顕著となる。

■ライフライン途絶

地下埋設管の被害、緊急な遮断のため、水道、下水道、ガス、電気は機能停止となる。特に、夜間は停電のため真っ暗闇となる。電話は通話が殺到するため制限がかかり通じない状況となる。

■避難開始

揺れが収まるとともに、区民の大部分は外に出て、近所で安否を確認する。自宅が被災した場合は、家庭内備蓄を持って最寄りの避難所に避難をする。要配慮者は近隣の者が避難の介助をして避難所まで連れて行く。自宅の被災がない場合も、不安や情報不足等により避難所に集まってくるので、多数の避難者でごった返す。

区北部では、延焼火災から逃れるために、江戸川緑地、篠崎公園や集合住宅が多く安全な区南部へ避難する。

■救助活動

建物が倒壊した箇所では、近隣の区民がスコップ、バールなどを使って生き埋め者の救助を開始、多くの区民が助けられる。負傷者については、区民が災害拠点病院前等に設置される緊急医療救護所に搬送を開始する。

ビル、高層住宅では、エレベーターが緊急停止し、中に閉じ込められる場合もある。

■列車の停止～帰宅困難者発生

揺れとともに列車は駅や駅間で停止する。列車の乗客、葛西臨海公園等の来遊者が帰宅できなくなり駅周辺でごった返す。更にタクシー等車両移動に期待する乗客が多数発生する。

区内事業所の従業員も帰宅困難となるが、それぞれの事業所に留まる。

●初動活動

1 情報収集

区は、災害対策本部及び各部に情報班を設置し、被害情報を収集する。

2 消火活動

(1) 初期消火

区民、事業所、自主防災組織等は、地震直後に出火した場合、消火器等により初期消火活動を行う。

(2) 消防による消火活動

消防署及び消防団は、火災の発生を覚知した場合は、消火活動を行う。

3 人命救助

(1) 地域における救助活動

区民は家族の安全を確保する。自主防災組織等は、地域住民の安否を確認し、倒壊した家屋等から要救助者の救出活動を行う。

(2) 消防・警察による救助活動

消防署、消防団及び警察署は、地域と連携して要救助者の救出活動を行う。

4 応急医療救護

(1) 地域における応急医療

自主防災組織等は、傷病者が発生した場合は、軽症者の応急手当を実施する。重症者がいる場合は、区が設置した最寄りの緊急医療救護所に搬送する。

(2) 医療救護体制の構築

区は、江戸川区災害医療コーディネーターの参集要請、江戸川区医師会等への医療救護班の派遣要請、緊急医療救護所の設置、医薬品等の確保等の準備を行う。

5 要配慮者の安否確認・避難支援

(1) 安否確認

区民、自主防災組織等、民生・児童委員や（福）江戸川区社会福祉協議会等の社会福祉関係者は、要配慮者の安否を確認する。支援が必要な場合は、区に情報を伝達する。

(2) 避難支援

緊急的に避難が必要な場合は、区民、自主防災組織等が避難所まで避難を支援する。

6 避難

(1) 延焼火災等からの避難

自主防災組織等は、延焼火災や危険物施設等の爆発・炎上により危険な場合、避難場所あるいは区南部方面に避難誘導を行う。

(2) 自宅での居住の継続

区民、事業所は、揺れや火災等が収まり、かつ自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。

(3) 一斉帰宅の抑制

事業所は、従業員、利用者等の安全を確認し、「むやみに帰宅しない」方針により事業所に待機し情報を収集する。

7 園児・児童等の安全確保

区立保育園、区立幼稚園、区立小・中学校は、園児、児童・生徒の安全を確認し、保護者引き取りまで保護を継続する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の保護を各園に要請する。

一時保護所、児童養護施設等に入所中児童についても保護を継続する。

8 交通規制

警察署は、第一次交通規制として環状七号線以内への車両の流入を禁止する。

(応急復旧計画、第5章 交通路の確保、第1節 交通規制、1 第一次交通規制を参照)

応急復旧計画

第1章 情報の収集・伝達・報告

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 情報の収集・伝達	経営企画部、危機管理部	
第2節 被害情報の報告	危機管理部	
第3節 区民等への情報伝達	経営企画部、SDGs推進部、危機管理部、生活振興部	

■自助・共助の役割

区民	・地域情報の把握、区、防災関係機関への通報に関すること
自主防災組織等	・地域情報の把握、区、防災関係機関への通報に関すること ・区等の伝達する情報の収集、地域での情報共有に関すること ・要配慮者等への伝達に関すること
事業所等	・地域情報を把握、区、防災関係機関への通報に関すること ・区等の伝達する情報の収集、従業員への伝達に関すること

■対策の前提と課題

- 災害対策においては、災害対策を展開する上でいかに早く情報を把握するかが重要である。
- 被害想定においては、通信の不通率が11.6%となっているが、災害直後から固定電話、携帯電話はもとより、メールなども輻輳により通話が不可能となることが予想される。更に、停電により通信機器の機能低下なども考えられる。

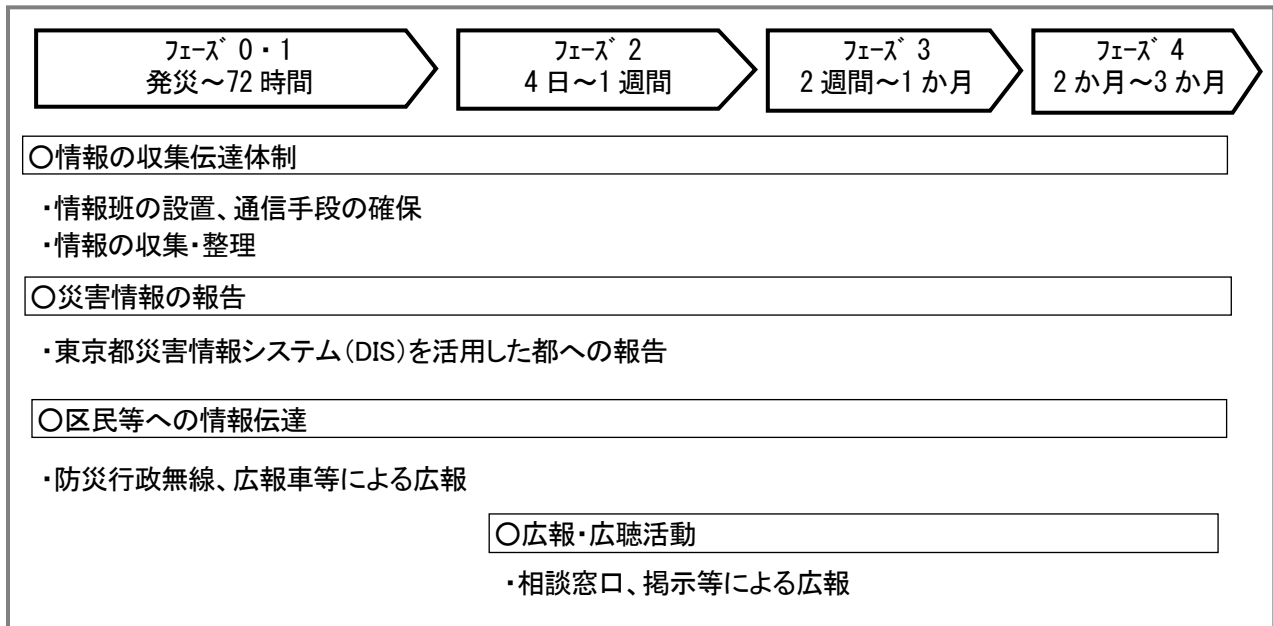
■対策の現状

- 区では、区民に情報を提供する江戸川区防災行政無線（固定系）をはじめとした17通りの情報発信手段や、現場との情報を伝達するための江戸川区防災行政無線（移動系）及びMC A無線を整備している。
- 都及び防災関係機関との連絡のため東京都防災行政無線、東京都災害情報システム（DIS）が整備されている。

■対策の方針

- 発災後、区災害対策本部及び各部に情報班を設置して災害情報を集約し、全ての情報を管理して共有する体制を構築する。
- 区民等からの情報は、相談窓口、コールセンターを設置して活用する体制とする。

■対策の流れ



第1節 情報の収集・伝達

1 通信手段

大地震が発生した場合には、次の手段を活用して情報の収集・伝達を行う。

(1) 区防災無線

防災行政無線機（携帯型）及びMCA無線機（車載型、携帯型）により、区役所～事務所～避難所～被災現場の情報連絡を行う。

(2) 都防災無線

都防災行政無線（防災無線電話、無線ファクシミリ、画像伝送システム、DIS*）を活用し、都及び防災関係機関と情報連絡を行う。

*DIS＝都災害情報システム、Disaster Information System の略

(3) 災害時優先電話

公共施設及び避難所において、災害時においても通話規制がかからない災害時優先電話を用いて情報連絡を行う。

(4) 自営通信網

区独自の通信網により、区役所～避難所等との情報連絡を行う。

2 情報の収集・整理

(1) 情報班の設置

区は、区災害対策本部及び各部に情報班を設置し、情報の集約及び整理を行う。整理した情報は、各部及び防災関係機関に提供し、情報の共有化を図る。

第4部 初動応急計画【震災編】

(2) 災害情報の収集

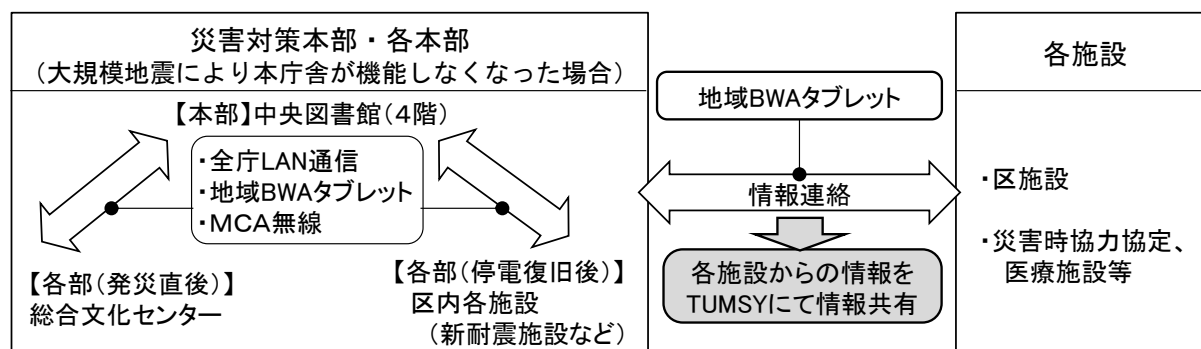
区は、次の手段によって、災害情報を収集する。

- ① テレビ・ラジオによる報道情報
- ② 高所カメラ（本庁、タワーホール船堀等）・防災用カメラ・河川カメラによる被害・火災発生等の被害概略情報（一部A I 機能を活用）
- ③ 防災情報システム（TUMSY）・無線・災害時優先電話等による公共施設、避難所からの報告
- ④ 各部の現地調査等による被害状況
- ⑤ 警察署、消防署その他関係機関からの通報
- ⑥ 区民からの通報
- ⑦ A I 緊急情報システム（S p e c t e e）を利用したSNSからの情報収集

3 大規模地震時の情報連絡体制

大規模な地震により本庁舎が利用できないと判断された場合は、中央図書館及び総合文化センターを本庁舎代替施設とし、災害対策本部及び各部本部等が設置される各施設間において、防災情報システム（TUMSY）、MCA無線、及び地域BWAタブレットを活用し、情報連絡、情報共有を行う。

また、各部本部と各施設（避難所、待避施設等）との情報連絡手段は、地域BWAによるタブレット端末を活用する。



第2節 被害情報の報告

1 災害報告

区は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、総務省消防庁に報告する。

(1) 報告すべき事項

報告すべき事項は、以下のとおりである。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所または地域
- ④ 被害状況(被害の程度は、認定基準による)

- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

(2) 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（D I S）による報告。

ただし、システム障害等により入力できない場合は、電話、F A X等により報告する。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4 月 20 日	災害総括

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第 16 章の定めるところによる。

第3節 区民等への情報伝達

1 情報伝達

区は、区役所の震度計で震度5弱以上の地震を感知したときは、自動警報システムが作動し、防災行政無線により区民に注意を喚起する。

その他、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるよう、以下の手段を活用して速やかな活動を行い区民に正確な情報を提供する。（デマや流言の打ち消し情報の発信を含む。）

- (1) エリアメール・緊急速報メール
- (2) 江戸川区公式ホームページ
- (3) 江戸川区公式X
- (4) 江戸川区公式LINE
- (5) 江戸川区防災アプリ
- (6) 江戸川区防災ポータル
- (7) えどがわメールニュース
- (8) 防災放送確認ダイヤル
- (9) Lアラート
- (10) 広報車
- (11) FMえどがわ割込放送
- (12) 緊急告知FMラジオ
- (13) J：COMケーブルテレビL字放送
- (14) ケーブルテレビ告知端末
- (15) ヤフー連携
- (16) NHKデータ放送

2 広報・広聴

(1) 相談窓口の設置

区は、区役所及び各事務所に相談窓口を開設し、区民の死亡者状況の提供、申請手続きや生活相談、問い合わせ等への対応を行い、区民からの情報を収集する。

(2) コールセンターの設置

区は、一般電話での通話が可能な場合は、区役所内にコールセンターを設置し、区民等からの通報や死亡者情報など問い合わせに対応する。

(3) 災害情報等の提供

区は、防災関係機関と連携し、災害情報や治安に関する情報等を集約し、避難所や公共施設等に掲示する。

3 情報伝達要請

区は、災害等のため通信ができない場合または通信が著しく困難な場合は、都に協力を要請するとともに、災害対策基本法第57条の規定により通知、要請、伝達または警告のため通信・放送・インターネット事業者等に対し、区民等への放送及び情報提供を要請する。

4 記者発表

区は、記者会見場所を設置し、本部会議で諮った事項について定期的に記者発表を行い、必要な情報を報道機関へ提供する。

第4部 初動応急計画【震災編】

また、被災地や避難所等においては、被災者に配慮した取材活動を行うよう報道機関に要請する。

第2章 消火・救助救急・危険防止

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 地域での消火・救助活動		江戸川・葛西・小岩消防団
第2節 警察署の活動		小松川・小岩・葛西警察署
第3節 消防署の活動		江戸川・葛西・小岩消防署
第4節 危険物等の応急措置	環境部、健康部	江戸川・葛西・小岩消防署、都
第5節 河川施設等の応急措置		国土交通省、都
第6節 海上の応急措置		東京海上保安部

■自助・共助の役割

区民	・初期消火、家族の救助活動に関すること
自主防災組織等	・地域での消火活動、救助活動に関すること
事業所等	・事業所での消火活動、救助活動に関すること ・地域の活動の協力に関すること ・危険物の危険防止措置に関すること（危険物施設の場合）

■対策の前提と課題

- 被害想定では、自力脱出困難者が3,217人（冬5時に地震発生の場合）あり、区民、自主防災組織、消防機関が協力して救助活動を行う必要がある。
- 地震とともに火災が同時に多発することが予想される。特に、木造建物が密集する地区では、火災の発生と断水による消防水利の不足により、延焼が拡大するおそれがある。冬18時の地震の場合、14,421棟（焼失率10.89%）が焼失すると想定されており、地域での初期消火が重要となる。

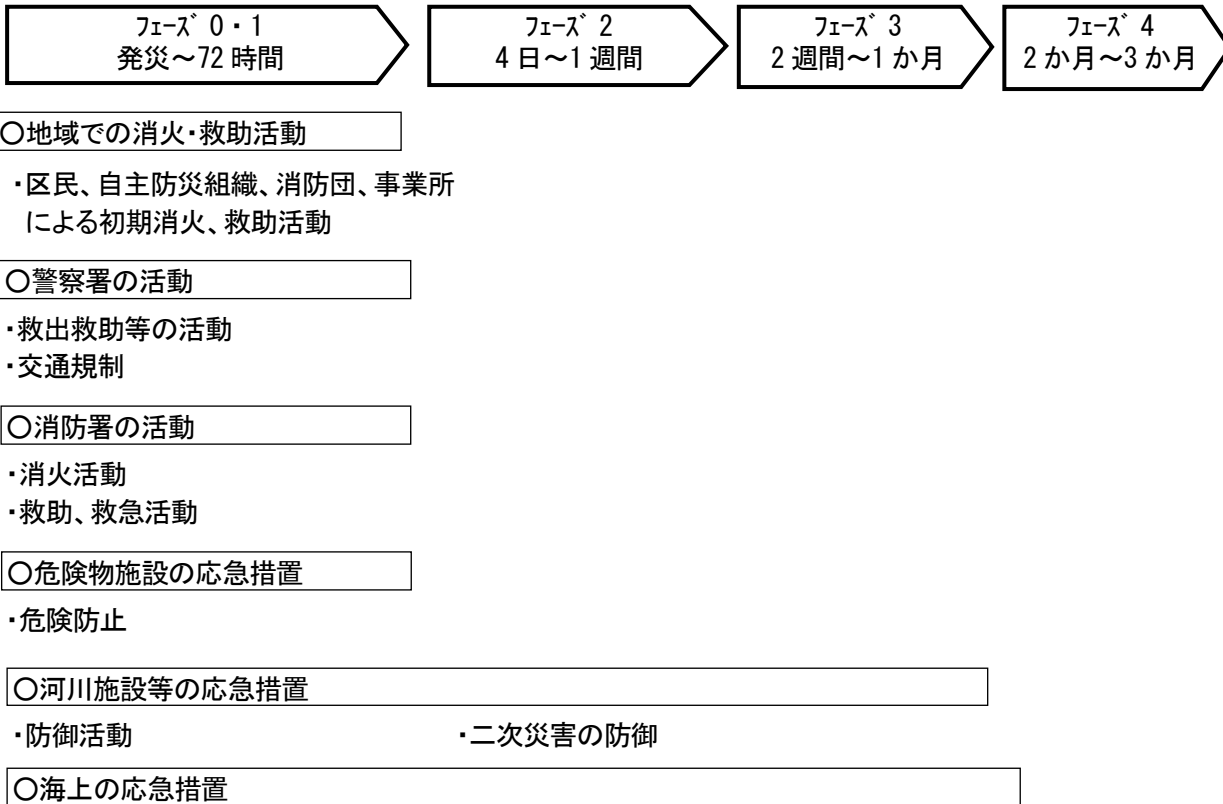
■対策の現状

- 地域の消火・救助活動の核として江戸川、小岩、葛西の3消防団が結成され、消防署と連携した活動体制が構築されている。
- 自主防災組織結成率は、現在95%を越えており、地域防災訓練は、毎年約200回超、約20,000人を超える区民が参加している。また、39隊の区民消火隊が結成されている。

■対策の方針

- 同時多発する自力脱出困難者の救助と初期消火を行うために、自助・共助を中心とした活動で初期対応を行う。
- 地域で対応できない場合に、消防署、消防団、区が対応する体制とする。

■対策の流れ



第1節 地域での消火・救助活動

1 区民自身による活動

区民は、発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。次に、地域での安否確認及び初期消火、救助活動に参加する。

2 自主防災組織等による活動

自主防災組織、町会・自治会等は、自らの身の安全を図るとともに、地域住民の安否を確認する。また、初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

3 消防団による活動

消防団は、次の活動を行う。

(1) 情報収集

発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

(2) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、または消防署隊と連携して行う。

また、所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。

第4部 初動応急計画【震災編】

(3) 救助活動

救助器具等を活用し、区民との協働による救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導等

避難指示が出された場合は、これを区民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、区民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難所の防護活動を行う。

4 事業所による活動

事業所は、来訪者や従業員等の安全を確保し、出火防止、初期消火、救出、初期救護を行う。また、事業所での対応が完了後に地域の消火活動、救出・救助活動に協力する。

第2節 警察署の活動

警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出・救助、避難誘導等の措置をとる。

救出・救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。救出した負傷者は速やかに緊急医療救護所に引き継ぐ。

また、救出・救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。

第3節 消防署の活動

1 消火活動

- (1) 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。
- (2) 延焼火災が拡大または合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。
- (3) 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

2 救助・救急活動

- (1) 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- (3) 救急活動にあたっては、緊急医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- (4) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 警視庁、自衛隊、東京DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

第4節 危険物等の応急措置

1 石油等危険物施設

消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導する。

また、必要に応じて、応急措置命令等を実施する。

2 液化石油ガス消費施設

都は、液化石油ガス販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示するとともに、被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請し、安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示する。

3 高圧ガス保管施設

都は、高圧ガス貯蔵施設等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示するとともに、被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請し、安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示する。

警察署及び消防署は、区・防災関係機関等に通報し、警察署は車両の交通規制、避難誘導等を行い、消防署は広報活動、警戒区域の規制等を行う。

4 毒物・劇物施設

都及び区は、毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物が飛散流出した場合の危害防止のための応急措置を指示する。また、飛散流出状況について施設等の点検を行い、除毒作業を事業者に指示する。

流出等が大規模で住民避難が必要なときは、警察署及び消防署は、区・防災関係機関等に通報し、警察署は車両の交通規制、避難誘導等を行い、消防署は広報活動、警戒区域の規制等を行う。

5 化学物質関連施設

(1) 化学物質対策

都は、区と連絡調整し、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

(2) PCB対策

都は、区との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省へ報告する。また、PCB含有機器を所有する事業者に対し、PCBが漏えいした場合の環境汚染防止のための応急措置を指示するとともに、区へ情報提供を行う。

6 放射線使用施設等

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請、事故の状況に応じ、必要な措置を実施する。

都は、RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、区民の不安の除去等の措置を実施する。

7 危険物輸送車両

都は、一般高圧ガス等の移動制限または一時禁止等の緊急措置を命令する。災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請する。

警察署は、施設管理者等に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示するとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の規制、救助活動等の措置を行う。

消防署は、消火活動、救助・救急活動を実施する。

8 露出したアスベスト含有建材

区は災害時アスベスト飛散防止対策マニュアルに基づき、次の事項を実施する。

- ・リスト化したアスベスト残存施設への連絡と状況確認
- ・応急危険度判定の調査結果を踏まえた、吹付材の露出状況の建物の把握
- ・都環境局及び都協定団体と協力して吹付材及び保温材の露出状況調査の実施
- ・建物所有者への飛散防止対策の要請
- ・必要に応じた飛散抑制剤散布等の応急対策の実施

9 区の措置

区は、危険物施設等で事故が発生した場合は、都、消防署、警察署と情報連絡を行い、必要に応じて、危険区域の区民に避難指示、避難誘導、避難所の開放、広報を行う。

第5節 河川施設等の応急措置

区、都及び国土交通省は、堤防・護岸といった公共土木施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

第6節 海上の応急措置

(第三管区海上保安本部及び東京海上保安部)

1 情報の収集

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用して情報収集活動を実施し、都及び防災関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行う。

- ・被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ・被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の状況
- ・危険物施設の状況
- ・流出油等の状況
- ・水路、航路標識の異常の有無
- ・港湾等における避難者の状況

2 流出油、流木等の応急対策

(1) 災害発生時の作業態勢

- ① 船艇、航空機による状況確認を実施するとともに関係各機関との情報連絡態勢を密にし、救助・防除態勢を確立する。
- ② 人命救助
関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。
- ③ 遭難船等に対する災害の局限措置の指導
 - ア 流出箇所閉鎖
 - イ 原因者が手配した資機材による防除活動
 - ウ 積荷油の抜き取りまたは移送
- ④ オイルフェンスの展張
流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、展張の指導を行う。
- ⑤ 流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。
- ⑥ 消火及び延焼防止
海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。
- ⑦ 警戒及び立入禁止等
 - ア 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。
 - イ 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- ⑧ 応急資機材の調達輸送
油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。
- ⑨ 遭難船の移動等
遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航の指導、助言を行う。
- ⑩ タンカーバージによる残油瀬取りの指導、助言
- ⑪ 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除装置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。
- ⑫ その他応急措置
原因者が必要な措置を講じていないまたは原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置

(2) 船舶交通の制限

- ① 油等が流出した場合または海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の航行等を制限または禁止する。
- ② その他必要な交通整理を行う。

(3) その他

- ① 海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限または禁止する。
- ② 船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。
- ③ 関係機関等に対する防災措置の指導、協力要請を行う。

3 海上交通安全の確保

(1) 船舶交通の整理指導・制限等

第4部 初動応急計画【震災編】

船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置する等して船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは船舶交通を制限し、または禁止する。

- ① 海難の発生
 - ② 係留施設、その他の海上構造物の損壊
 - ③ 大量の危険物等の海上への流出
 - ④ いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上への流出
- (2) 航路障害物の除去

航行船舶の障害となる漂流障害物のうち所属巡視艇により除去できるものは除去する。

4 海上緊急輸送

傷病者、医師および避難者等または救援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、必要な支援を実施する。

5 海上における行方不明者の搜索、死体の検死等

- (1) 巡視船艇・航空機により東京港内及びその周辺において、行方不明者の搜索および遺体の揚収を実施する。
- (2) 海上漂流を発見した場合は、都及び警察と協議して定められた岸壁に搬送し、警察とともに死体調査（検視）等所要の措置を行った後、区市町村に処理を引き継ぐ。

第3章 医療救護

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 初動医療体制	健康部	江戸川・葛西・小岩消防署、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、都保健医療局
第2節 医療施設の確保	健康部	医療機関
第3節 医薬品・医療資器材の供給	健康部	江戸川区薬剤師会、江戸川薬業協同組合
第4節 保健衛生体制	健康部	江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会、医療機関、江戸川区三療師会、都保健医療局
第5節 防疫体制の確立	健康部	

■自助・共助の役割

区民	・ 負傷者の応急手当に関すること
自主防災組織等	・ 負傷者の応急手当に関すること ・ 負傷者等の救助現場から緊急医療救護所への搬送に関すること ・ 医療要配慮者の安否確認に関すること ・ 避難所において避難者の健康管理や防疫等実施への呼びかけに関すること ・ 避難者の健康状況の見守りに関すること
事業所等	・ 従業員の応急手当に関すること ・ 負傷者等（従業員・区民）の救助現場から緊急医療救護所への搬送に関すること

■対策の前提と課題

- 冬18時、風速8m/sの地震の場合、負傷者6,713人、うち重傷者1,106人が発生すると想定されており、これらの負傷者に対応する初動医療体制が必要となる。
- 緊急医療救護所での初期対応の後、重傷者は災害拠点病院等に搬送するが、道路の被災、渋滞、救急車の不足により搬送できないおそれがある。
- 避難所避難者が約19万人、加えて在宅避難者も多数と予想される。在宅難病患者、在宅人工呼吸器使用者、透析患者、妊産婦・新生児、精神障害者等の医療要配慮者への支援が必要になる。

■対策の現状

- 江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会と協定を締結し、初動医療体制を構築している。
- 江戸川区薬剤師会、江戸川薬業協同組合及び医薬品卸売販売業者と協定を締結し、医薬品等の供給体制を構築している。

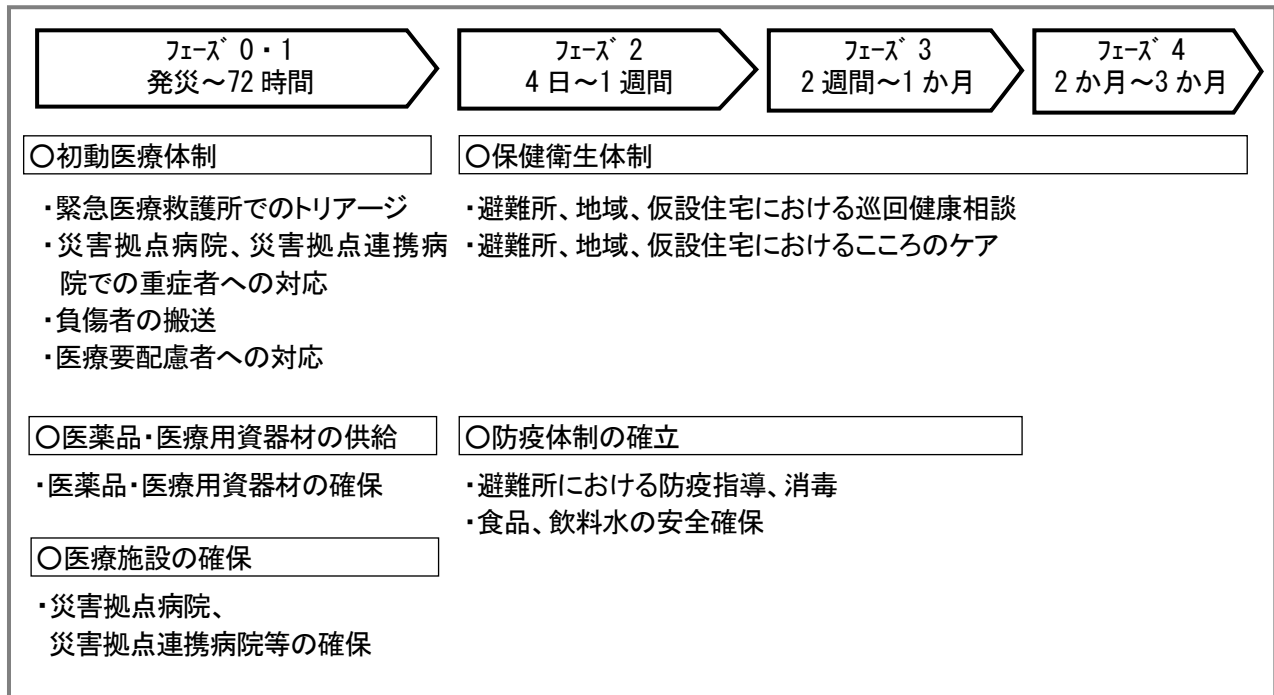
■対策の方針

- 発災後、江戸川保健所を医療救護活動拠点(健康部本部)として江戸川区災害医療コーディネーターを配置し、災害拠点病院前等に緊急医療救護所を設置して初動医療体制を構築する。

第4部 初動応急計画【震災編】

- 医療要配慮者は、関係者による安否確認の後、必要に応じて被災地外の後方医療機関に搬送する。
- 避難所、仮設住宅において、被災者の感染症予防、健康管理のため、保健活動班、こころのケアチームを編成し巡回相談を実施する。

■対策の流れ



第1節 初動医療体制

1 医療情報の収集伝達体制

区は、江戸川保健所に医療救護活動拠点（健康部本部）を設置し、江戸川区災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被害状況や活動状況等を把握し、区東部二次保健医療圏医療対策拠点（都立墨東病院）の東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。

2 初動医療体制

(1) 江戸川区災害医療コーディネーターによる調整

区は、江戸川区災害医療コーディネーターを医療救護活動拠点（健康部本部）に配置する。江戸川区災害医療コーディネーターは、区に対し、緊急医療救護所における活動方針の検討、都への応援要請等について医学的な見地から助言する。

(2) 医療救護班の編成・派遣

区は、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川区薬剤師会に対し、協力協定に基づき、医療救護班、歯科医療救護班、柔道整復活動班及び薬剤師班を編成し、緊急医療救護所に派遣するよう要請する。

区で対応できない場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに対して都医療救護班等の派遣を要請する。

(3) 緊急医療救護所の設置

区は、17か所の病院前に緊急医療救護所を設置する。災害発生時は各病院の一般外来受付は一時停止し、緊急医療救護所を災害拠点病院前等に設置して負傷者のトリアージ及び応急処置（手当）を行う。なお、緊急医療救護所を開設した場合は、避難所等において区民に広報を行う。

緊急医療救護所では、トリアージ（緊急度や重症度に応じた負傷者の振り分け）を行い、重症者は災害拠点病院へ搬送、中等症者は災害拠点連携病院又は災害医療支援病院へ搬送し、軽症者は応急処置（手当）を受け自宅や避難所へ帰る。

〈緊急医療救護所設置予定箇所〉 ※詳細は資料編を参照

東京臨海病院前、江戸川病院前、森山記念病院前、タムス松江病院前、岩井整形外科病院前、タムスさくら病院江戸川前、葛西昌医会病院前、江戸川メディケア病院前、京葉病院前、葛西中央病院前、東京心臓不整脈病院前、同愛会病院前、一盛病院前、東京東病院前、小松川病院前、江戸川共済病院前、森山脳神経センター病院前

(4) 緊急医療救護所での活動

緊急医療救護所での活動は、以下のとおりである。

〈緊急医療救護所での医療救護活動〉

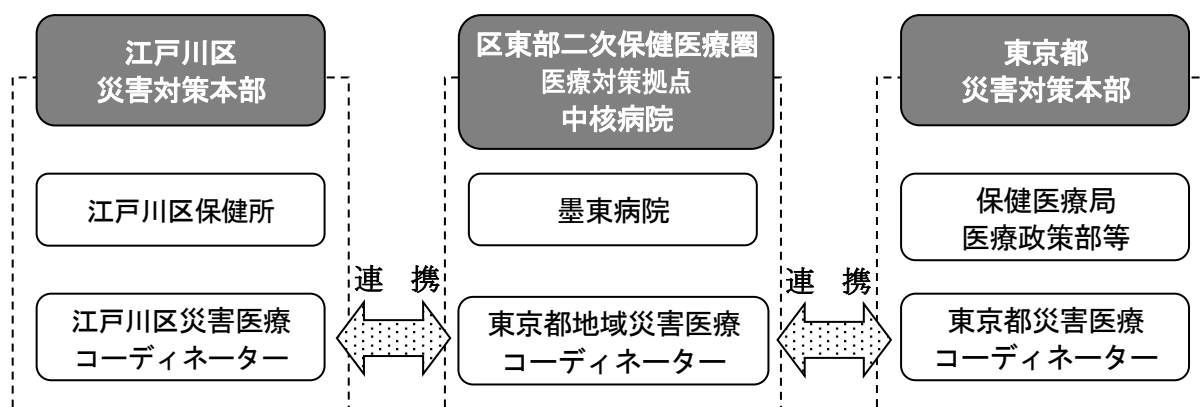
班名	活動内容
医療救護班	① 傷病者に対するトリアージ及び応急処置 ② 後方医療施設（災害を免れた全ての医療機関）への転送要否及び転送順位の決定 ③ 死亡の確認 ④ 状況に応じて遺体の検案に協力
柔道整復活動班	① 傷病者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲） ② 傷病者に対する応急手当に関する衛生材料等の提供 ③ 傷病者に対する応急手当に関する労務の提供
歯科医療救護班	① 傷病者に対するトリアージ及び歯科医療を要する負傷者に対する応急措置 ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
薬剤師班	① 緊急医療救護所における傷病者等に関する薬剤、服薬指導 ② 緊急医療救護所における医薬品の仕分け、管理 ③ 傷病者に対するトリアージの協力

※妊産婦への対応は、緊急医療救護所ごとに担当を割り当てられた産婦人科医療機関が自院において対応する。

(5) 医療救護受援施設（健康サポートセンター）

区は、災害発生後、健康サポートセンターを応援医師やDMAT及びJMAT等の医療救護班の受援施設として位置付け、地域の医療情報を収集し、医療救護活動拠点（健康部本部）との連絡調整、医薬品等の中継、医療救護班の受入れ施設とし、状況に応じて、緊急医療救護所の後方支援や地域の保健衛生活動の調整を行う場としても活用する。

〈災害医療コーディネーターの連携〉



※医療救護活動の統括・調整を円滑に行うため「災害医療コーディネーター」を設置する。

第2節 医療施設の確保

各医療機関は、多くの負傷者等に対応するため、空床の利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
 災害拠点病院は、都の要請に基づき、医療救護班及び都内DMA Tを編成・派遣する。また、原則として近隣の医療機関や緊急医療救護所等では対応できない重症者等の収容・治療を行う。
 災害拠点連携病院は、主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
 区内の災害拠点病院・災害拠点連携病院の詳細は資料編を参照。

第3節 医薬品・医療資器材の供給

1 医薬品・医療資器材

区は、災害薬事センターに備蓄されている医薬品・医療資器材を供給する。備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、江戸川区薬剤師会、江戸川薬業協同組合及び卸売販売業者より確保する。

また、江戸川区薬剤師会は江戸川区災害薬事コーディネーターを選出し、区が医療救護活動拠点（健康部本部）に配置する。江戸川区災害薬事コーディネーターは、緊急医療救護所、避難所で必要になる医薬品等を取りまとめて、薬剤師会会員薬局及び卸売販売業者へ発注する。これによりがたい場合、区は都に要請し、都は医薬品を災害薬事センター等に搬送する。卸売販売業者は、医薬品等を各医療救護受援施設（健康サポートセンター）へ納品し、薬剤師で構成される薬剤師班が服薬指導をしたうえで配布する。

2 血液製剤

区は、血液製剤が必要な場合は、都に供給を要請する。

医療施設への供給は、東京都赤十字血液センターが献血供給事業団と連携して行う。

第4節 保健衛生体制

1 避難者への保健活動

区は、保健活動早期実施のため、被災状況等の情報収集、分析、関係部署と情報共有を行い、保健活動方針の決定を行う。その上で、医療救護受援施設（健康サポートセンター）を管轄地

第4部 初動応急計画【震災編】

域における巡回健康相談等の保健衛生活動の拠点とし、保健師・管理栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所に派遣又は画像通信により、避難所における健康相談、地域における在宅避難者への巡回健康相談、車中泊に起因するエコノミークラス症候群の注意喚起の他、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、医療救護班との連携による予防接種の計画及び指導、その他必要な保健活動を行う。

〈避難者への保健活動〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療継続支援の状況把握（要配慮者の把握）② 避難所の生活環境整備、健康管理③ 感染症対策④ インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえた予防接種の計画及び指導⑤ 健康状況の把握、健康調査の実施、把握後の要配慮者の対応など⑥ こころのケア対策⑦ 保健・医療・福祉の情報提供及び健康教育の実施（感染症予防、車中泊に起因するエコノミークラス症候群、栄養管理、歯科疾患・口腔ケア、生活不活発病予防、介護予防等）⑧ 精神障害者の日中の居場所、活動の場の確保 |
|--|

2 こころのケア

都は、避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）を編成し、保健活動班と連携を図りながら、必要に応じて避難所等へ派遣する。

都及び区は、精神科病院・診療所の外来実施状況について状況を把握し、被災者に提供する。

また、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図る。

更に、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

《東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）の主な活動内容》

- 被災時の精神保健医療のニーズアセスメント
- 災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師チーム等と連携した活動
 - ・被災精神科診療所機能の回復までの外来診療支援
 - ・災害ストレスによる被災住民・支援者への対応
 - ・地域精神保健活動への支援 など

3 仮設住宅入居者への健康支援

区は、仮設住宅入居者に対し保健活動班による健康支援を行う。

〈仮設住宅入所者への健康支援〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 入居者の健康相談（保健・歯科・栄養・リハビリ）② 医療情報の提供・調整と、保健医療福祉サービスの提供③ 高齢者等の生活支援と高齢者の閉じこもり予防④ コミュニティ単位での健康教育、健康相談⑤ こころのケア⑥ 仮設住宅ごとの生活環境調査⑦ 保健・医療・福祉の情報提供及び健康教育の実施（感染症予防、栄養管理、歯科疾患・口腔ケア、生活不活発病予防、介護予防等） |
|--|

第5節 防疫体制の確立

災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生場所等の消毒、そ族及び昆虫駆除等を行う。

1 防疫体制

区は、防疫活動を必要とする場合は、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成する。被災戸数及び防疫活動の実施について、都に対し連絡し、対応能力が十分でないと認める場合は協力を要請する。

都保健医療局は、「環境衛生指導班」及び「食品衛生指導班」を編成する。

2 防疫活動

防疫活動は、以下のとおりである。

〈防疫活動の内容〉

班	業務内容
防疫班	医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。 ①健康調査及び健康相談 ②避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握 ③感染症予防のため広報及び健康指導 ④避難所におけるトイレ・ゴミ保管場所の適正管理 ⑤消毒剤の手配
消毒班	防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。 ①患者の消毒(指導) ②避難所の消毒の実施及び指導
食品衛生指導班	避難所等において、避難所運営者及び避難者が食品の安全を確保できるよう、以下の助言・指導・啓発等を行うとともに、食中毒発生時に対応する。 ① 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ② 食品保管場所における衛生確保 ③ 生活上での食品衛生確保 ④ その他食品に起因する危害発生の防止方法 ⑤ 避難所食料物資班による食品衛生管理体制の確立 ⑥ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ⑦ 手洗い励行 ⑧ 調理器具の洗浄・消毒と使い分けの徹底 ⑨ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ⑩ 食品、調理器具類等の適正な保管、取扱方法 ⑪ 塩素系消毒薬の濃度調整と使用方法
環境衛生指導班	避難所運営者が避難所の飲料水や生活環境を衛生的に保てるよう、以下の助言・指導を行う。 ① 給水する飲料水の消毒効果の確認 ② 消毒薬の配布 ③ 消毒方法と消毒効果の確認方法 ④ 避難所の過密状況や衛生状態の調査確認 ⑤ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保 ⑥ 避難所におけるハエや蚊の駆除方法

第4章 避難対策

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 避難行動		
第2節 避難誘導	生活振興部	小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・葛西・小岩消防署
第3節 避難所の開設・運営	都市開発部、福祉部、生活振興部、教育委員会事務局	都立高校、関東第一高等学校
第4節 福祉避難所等の開設	福祉部	(福)江戸川区社会福祉協議会、都立特別支援学校、江戸川区熟年者福祉施設連絡会等
第5節 避難者の他地区への移送	危機管理部	
第6節 避難所の閉鎖	危機管理部	

■自助・共助の役割

区民	・避難時の非常持ち出し袋の携行に関する事 ・避難誘導、避難所の自主運営への協力に関する事 ・飼養動物同行避難時の携行品に関する事 ・耐震性が確保されている居住可能な自宅での生活継続に関する事
自主防災組織等	・区民の安否確認・避難誘導に関する事 ・避難所の自主運営に関する事 ・避難者への支援に関する事 ・要配慮者の支援、福祉避難所等への搬送に関する事
事業所等	・従業員の避難誘導に関する事

■対策の前提と課題

- 発災直後から区民等が避難所に避難し、その後、家屋等の被災により仮設住宅入居まで多くの区民が避難生活を送ることが予想される。被害想定では 284,088 人の避難者、189,392 人の避難所避難者が予想されており、これらの対応が必要である。
- 火災の延焼により避難場所や区南部に避難することが予想される。
- 避難所では、約 19 万人の避難所避難者に対する食料・物資供給、生活支援が必要である。その中で、女性への配慮や要配慮者の支援など、様々な対応が要求される。
- 円滑な避難所運営を実現させるためには、学校、地域、区の相互連携が必要であり、その連携強化を目的とした避難所運営訓練を繰り返し行うことが重要である。

■対策の現状

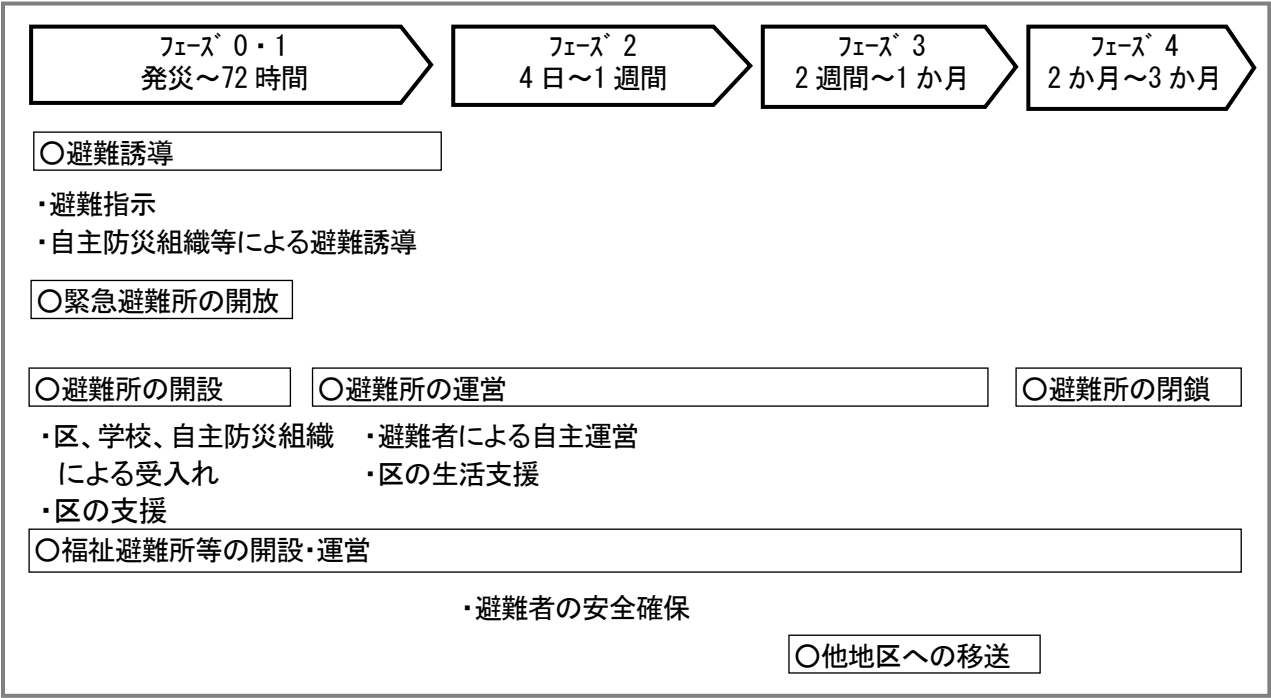
- 避難所 112 か所（小・中学校、都立高校等）を指定している。
- 高等学校、特別支援学校、各学校との連携により避難所の利用や要配慮者等の避難について体制を構築している。

■対策の方針

- 耐震性があり、被災の程度が軽微な住宅の居住者は、避難せずに自宅で生活し、被災によって自宅での生活が困難となった被災者が避難所に避難することを基本とする。

- 避難誘導及び避難所での受入れ、運営は、自主防災組織、町会・自治会等による自主運営を基本とし、区はそれを支援する。
- 避難所では、できるだけ要配慮者や女性等に配慮した支援を行う。避難行動要支援者ではないが、避難所生活が困難な要配慮者等は、協定避難施設（ホテル等）を使用して対応する。
- 区内の避難所で受入れ困難な場合は、他地区（近隣の被災地でない場所）での避難体制を構築する。

■対策の流れ



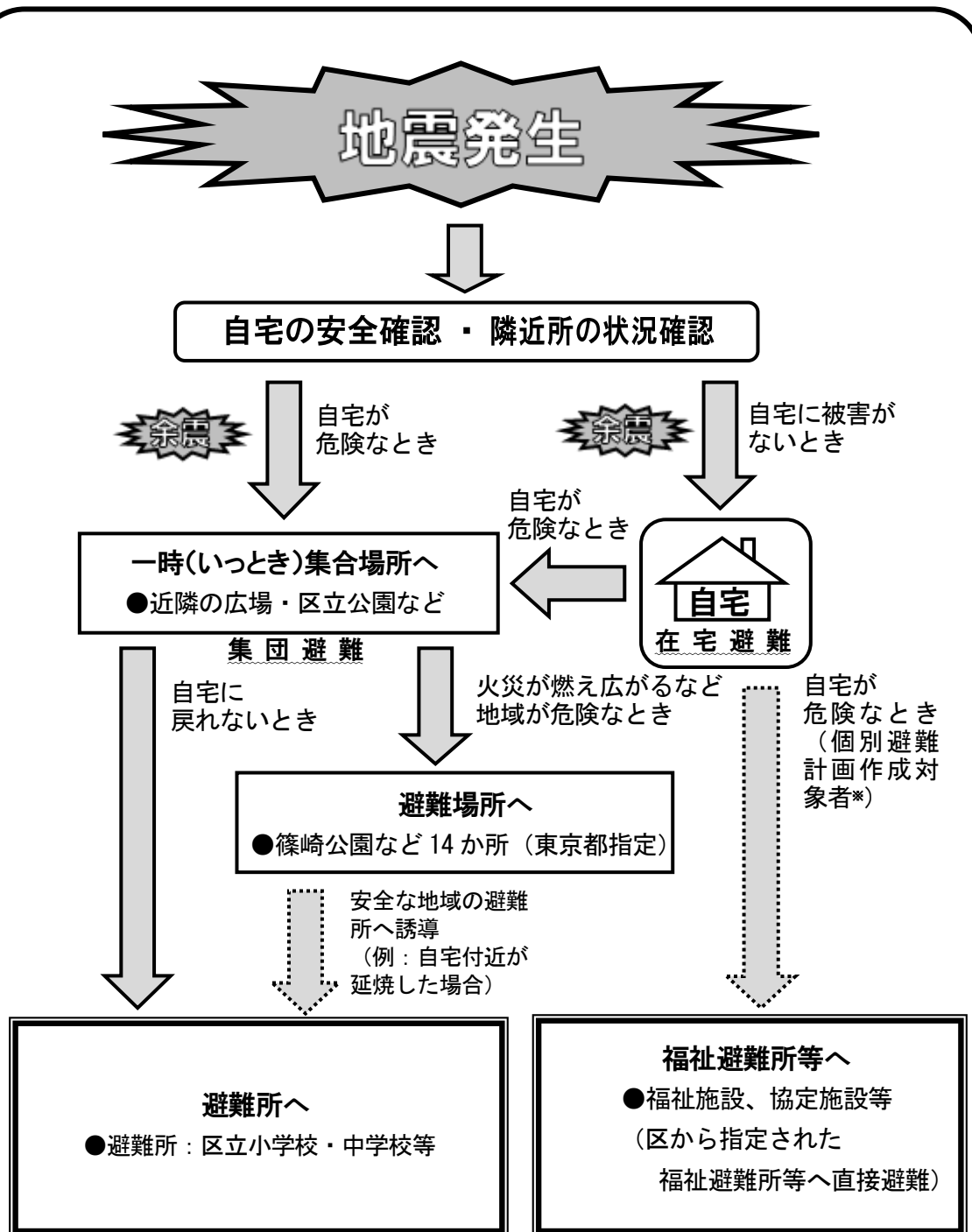
第1節 避難行動

地震が発生し避難する場合、原則として、町会・自治会、自主防災組織が中心となって自助・共助により避難する。

また、区民は、基本的な避難行動として、一時（いっとき）集合場所（公園・空地など）に一時的に集合し、家族、町会・自治会、自主防災組織などによる集団を形成して避難を開始する（2段階避難方式）。

なお、避難に際しては、災害の状況を踏まえて避難先及び避難経路を選択し、臨機応変な避難行動をとるよう努める。

〈震災時の基本的な避難行動〉



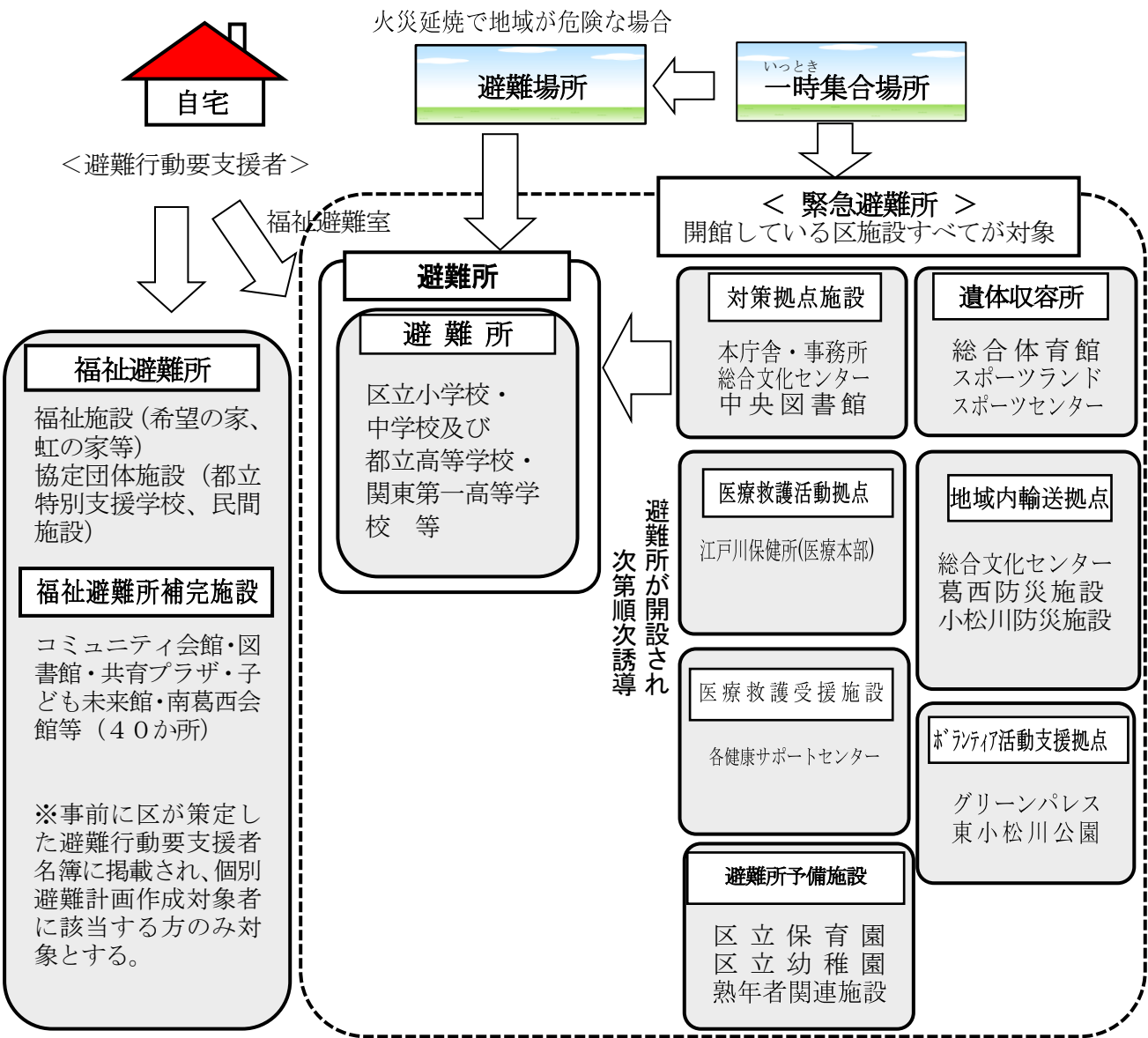
※第4部 初動応急計画【震災編】

<避難所体系図>参照

○震災時は、町会や自治会ごとに一時（いつとき）集合場所に集まり、避難所や避難場所へ避難します。

○大地震発生時には、開館している全ての区施設へ緊急避難できます（緊急避難所）。ただし、避難所が開設したときは、速やかに避難所へ移動します。

＜ 避難所体系図 ＞



第2節 避難誘導

1 避難指示

区長は、危険が切迫した場合は、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都知事に報告する。

〈避難指示の基準〉

- (1) 大地震時に同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測されるとき。または、ガスの流出拡散により広域的に人命の危険が予測されるとき。
- (2) その他区民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

2 警戒区域の設定

区長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。

3 避難指示の伝達

避難の指示は、区が警察署・消防署等の協力を得て当該区民に対して迅速かつ的確に伝達する。伝達方法は、区防災行政無線、江戸川区防災アプリ、FMえどがわ及びJ:COM、エリアメール、緊急速報メール、広報車などにより行う。

4 警察署における避難指示

- (1) 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。
- (2) 災害等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
- (3) 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- (4) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得して任意で避難させる。

5 消防署における避難指示等の伝達

- (1) 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合、速やかに区へ通報する。
- (2) 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。
- (3) 避難指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示の伝達を行う。

6 避難誘導

地震が発生し避難する場合は、原則として、町会・自治会、自主防災組織が避難誘導を行うものとする。避難指示を発令した場合、区は、警察署、消防署の協力のもと、町会・自治会、自主防災組織と連携して避難誘導を行う。

気象庁から東京湾内湾に津波警報・注意報等が発表された場合、区は、沿岸部及び河川敷の利用者等に対して避難指示を発令し、警察・消防及び河川管理者と連携して速やかに避難の呼びかけを行う。また、何らかの要因で新左近川水門の閉鎖が出来ないおそれがある場合は、中

葛西周辺の一部地域に対しても避難の呼びかけを行う。

7 海上船舶に対する避難措置

東京海上保安部は、気象庁から地震に起因する津波に関する警報等の通報を受けたとき、港内外にある船舶等に対して、状況に応じた避難措置を講じる。

- (1) 港内または港の境界付近にある船舶に対して、必要な命令または勧告を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶に対して、作業の中止等の命令または勧告を行う。
- (3) 避難誘導にあたっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。

第3節 避難所の開設・運営

1 緊急避難所の開放

災害が発生した場合、開館している区の公共施設全てを緊急避難所として開放する。その後、安全が確保された段階で避難所に誘導する。

2 避難所の開設

(1) 避難所の位置付け

避難所は、在宅避難者等を含む避難者の支援拠点とする。

(2) 避難所の開設（緊急避難所からの移行）

避難所は、避難所となる学校の校長が施設管理責任者となり指揮を行う。

災害発生後、区災害対策本部からの開設指示が発令された場合、施設管理責任者は、緊急避難所の態勢から避難所の態勢に移行し、避難スペースへの誘導を行う。

勤務時間外の場合には、あらかじめ指定された区職員が避難所を開設し、避難スペースへの誘導を行う。

避難所の職員は、避難所の状況を災害時優先電話等により教育部本部に連絡する。

(3) 施設の点検

区は、災害発生後、速やかに職員または協定団体の協力により施設の安全点検を行う。

また、施設管理責任者は、施設の安全を点検し、建物の破損やライフライン機能の確認、トイレの使用禁止措置等をとる。

(4) 報告

区は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。

なお、都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

3 避難場所の情報収集・伝達

火災延焼等により避難指示を発令した場合、区は職員を派遣し、M C A無線等で避難場所の状況を区災害対策本部に伝達する。避難者に対しては、火災の状況等について情報提供を行う。

なお、情報提供の際には、要配慮者に配慮して行う。

避難指示が解除された場合は、避難者へ帰宅若しくは避難所への移動を伝達する。

第4部 初動応急計画【震災編】

4 避難所の運営

(1) 避難所運営の基本方針

避難所の運営は、自主防災組織等を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。運営においては、できるだけ女性の参画を推進するとともに、男女等のニーズの違いなど多様性の視点等に配慮する。

施設管理責任者及び避難所開設職員等（または教職員）は、運営部を設置し、自主運営が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、町会・自治会、自主防災組織等のリーダーからなる避難所運営協議会の立ち上げを支援する。（避難所運営協議会については、第2部第7章第3節 参照）

また、避難所の情報を統括し、避難所で必要な食料、物資や生活支援について把握し、教育部本部に連絡する。

(2) 避難者の把握

施設管理責任者は、避難所運営協議会の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成し、教育部本部に報告する。

避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等についても把握する。

(3) 避難生活の支援

避難所運営協議会は、以下の避難所運営を行う。

〈避難所の運営項目〉

① 避難所開設職員等（及び教職員）の運営

- | | |
|---|------------|
| ア 役割、運営方法、ルール確認 | イ 避難者名簿の整備 |
| ウ 避難所の情報集約、外部情報の収集 | |
| エ 区災害対策本部との連絡調整（教育部本部経由） | |
| オ 物資や人材の要請（ボランティア等）と受入れ | |
| カ 負傷者等の把握、避難所内での応急処置（対応が困難の場合は、区災害対策本部へ対応要請（教育部本部経由）） | |

② 避難者の自主運営

- | | |
|----------------------------|------------|
| ア 避難所内ルールの決定及び周知 | イ 食料、毛布等配付 |
| ウ 各種情報の提供（掲示板、災害広報紙、TV設置等） | エ ペット専用場所 |
| オ 仮設トイレ設置・プールの水の活用 | カ 感染症予防 |
| キ 仮設浴場・シャワー等設置 | ク 給水活動への協力 |
| ケ 負傷者等の移送、移動への協力 | |

(4) 女性や子ども、性的マイノリティへの配慮

避難所運営にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性や子ども、性的マイノリティの避難者への配慮として、以下の対策を行う。

〈女性や子ども、性的マイノリティへの配慮事項〉

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| ア 女性や子ども等のための相談窓口 | |
| イ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 | |
| ウ 女性特有の物資配布（生理用品等） | エ 防犯対策（性暴力・DV防止など） |
| オ 交流（遊び）スペースの確保 | カ 子ども用の生活用品の導入 |
| キ 周囲に人がいる中で受け取りづらい物資配付の工夫（下着、生理用品等） | |

(5) 要配慮者への配慮

避難所では、要配慮者への負担を軽減するため、和室やトイレに近い場所等を要配慮者スペースとして確保する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

情報提供に関しても、音声と文字での伝達や手話通訳者の配置など、要配慮者へ十分な配慮を行う。

(6) 避難所防犯組織の設置

避難所単位で防犯組織を立ち上げ、避難所及び近隣区域の治安維持活動を実施する。

5 避難所以外の避難者の把握

(1) 避難所以外の避難者の把握

区は、自主防災組織等の情報から、在宅で避難をしている要配慮者等の状況を把握する。

区指定の避難所以外で屋外等に避難している被災者や在宅で支援の必要のない被災者については、自ら避難所へ所在を明らかにする。

(2) 区外避難者の把握

区は、区外に自力で避難した被災者を把握するために、ホームページ、テレビ、ラジオ等により、区役所に所在を連絡するように呼びかける。

第4節 福祉避難所等の開設

1 福祉避難所・福祉避難所補完施設・福祉避難室の開設

(1) 福祉避難所・福祉避難所補完施設・福祉避難室の開設

区は、高齢者、障害者等、避難所での生活が困難な避難行動要支援者に対して、福祉施設や一部の区立施設等を福祉避難所・福祉避難所補完施設として開設する。また、避難所の指定した教室等を福祉避難室として開設する。

区は、避難行動要支援者の支援の必要度や福祉避難所・福祉避難所補完施設・福祉避難室の収容可能人数等を勘案し、予め福祉避難所・福祉避難室を指定するものとし、指定された避難行動要支援者は直接避難をする。

(2) 報告

区は、福祉避難所・福祉避難所補完施設を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

2 その他の避難所の確保

区は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、要配慮者等の収容施設として、多様な避難所の確保に努める。

第5節 避難者の他地区への移送

区長は、区が設置する避難所で受入れが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災区等）への移送について、都知事（都福祉局）へ要請する。

また、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき被災を免れた区への被災者の受入れを要請し、迅速・的確な移送を行う。

第4部 初動応急計画【震災編】

移送にあたっては、所属職員の中から移送先における施設管理責任者を定め、移送先の区市町村に派遣し、運営にあたる。

移送手段は、バス等を確保し、引率者を添乗させる。

第6節 避難所の閉鎖

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

また、応急仮設住宅等への入居に伴って、収容者が減少する場合は、区長の総合的な判断により順次閉鎖を行う。避難所の閉鎖にあたっては、避難者に閉鎖を予告する。

第5章 交通路の確保

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 交通規制		小松川・小岩・葛西警察署
第2節 緊急通行車両の確認	総務部	
第3節 道路障害物の除去	土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、災害復旧協力会社（※協定会社）

■自助・共助の役割

区民	区や関係機関が行う道路啓開作業への協力
自主防災組織等	区や関係機関が行う道路啓開作業への協力
事業所等	区や関係機関が行う道路啓開作業への協力

■対策の前提と課題

- 大規模地震が発生した場合、家屋、ブロック塀、電柱等が倒壊して道路が閉塞することが想定される。緊急車両の通行のためには、早急に障害物を除去することが重要である。
- 更に、道路・橋梁の被災や停電による信号機滅灯等により、渋滞が発生し緊急車両の通行が阻害される。

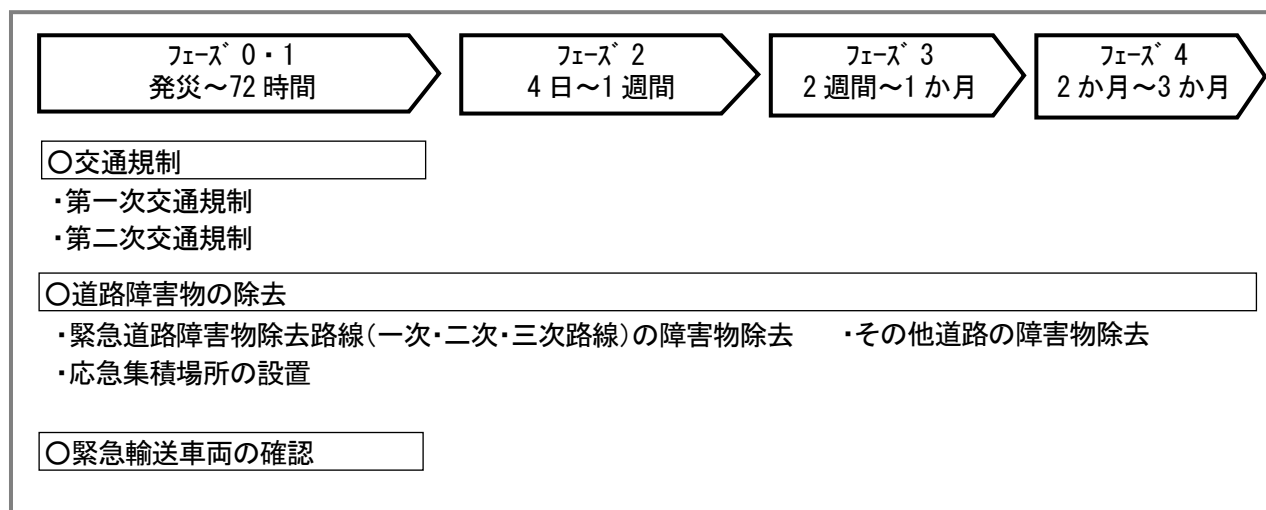
■対策の現状

- 区では、緊急道路障害物除去路線※を指定し、災害復旧協力会社との協定により発災直後に障害物の除去を行う体制を取っている。（※詳細は資料編を参照）
- 警察では、第一次交通規制を行い、環状七号線から都心方向への車両流入禁止等の措置をとる。その後、第二次交通規制としてその他の規制を行う。

■対策の方針

- 緊急道路障害物除去路線に指定された道路について、以下の優先度順に障害物除去を行い、緊急輸送路を確保する。
 - (1) 一次路線：緊急輸送道路（国・都）をつなぐ路線
 - (2) 二次路線：一次路線の補助路線
 - (3) 三次路線：区道の道路ネットワークをつなぐ路線

■対策の流れ



第1節 交通規制

1 第一次交通規制

警視庁は、発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施する。

- (1) 環状七号線から都心方向への一般車両の流入禁止
- (2) 環状八号線から都心方向への一般車両の流入抑制
- (3) 緊急自動車専用路の指定（7路線）
- (4) 都内に極めて甚大な被害が生じている場合は、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施

〈緊急自動車専用路（7路線）〉

国道4号（日光街道他）、国道17号（中山道、白山通り他）、国道20号（甲州街道他）、国道246号（青山・玉川通り）、目白通り、外堀通り、首都高速道路・高速自動車国道全線

2 第二次交通規制

警視庁は、災害対策基本法に基づく第二次交通規制として、被災地域・被災状況等の実態に応じて、第一次交通規制の7路線を優先的に「緊急交通路」とするほか、その他の緊急交通路の指定を行う。

〈その他の「緊急交通路」の指定〉

国道1号（第二京浜ほか）、国道6号（水戸街道ほか）、国道14号（京葉道路）、国道15号（第一京浜ほか）、国道17号（新大宮バイパス）、国道122号（北本通りほか）、国道254号（川越街道ほか）、国道357号（湾岸道路）、都道2号（中原街道）、都道4号ほか（青梅・新青梅街道）、都道7号ほか（井の頭通り・五日市街道・睦橋通り）、都道312号（目黒通り）、都道315号ほか（蔵前橋通りほか）、国道16号（東京環状ほか）、国道20号（日野バイパスほか）、国道139号（旧青梅街道）、国道246号（大和厚木バイパス）、都道9号（稲城大橋通りほか）、都道14号（東八道路）、都道15号ほか（小金井街道）、都道17号ほか（府中街道・志木街道）、都道18号ほか（鎌倉街道ほか）、都道20号ほか（川崎街道）、都道29号ほか（新奥多摩街道ほか）、都道43号ほか（芋窪街道ほか）、都道47号ほか（町田街道）、都道51号（町田厚木線）、都道59号（八王子武蔵村山線）、都道121号（三鷹通り）、都道153号ほか（中央南北線ほか）、都道158号（多摩ニュータウン通り）、都道169号ほか（新滝山・滝山・吉野街道）、都道173号（北野街道）、都道248号ほか（新小金井街道）、都道256号（甲州街道）

※第一次交通規制および第二次交通規制について、自転車および路線バスは環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上および「緊急交通路」上は通行禁止。

第2節 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の申請

災害対策基本法に規定する指定行政機関や災害時協力協定団体が保有する車両で、かつ災害時

応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、災害の発生前に確認申出をし、緊急通行車両確認証明書と緊急通行車両確認標章の交付を受ける。交付を受けた確認標章は、発災後、当該車両の前面（ダッシュボードなど）の外から見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けることにより、警察が実施する交通検問所を通過できる。

第3節 道路障害物の除去

1 区内の道路障害物除去

区は、緊急道路障害物除去路線に指定された道路について優先度順に障害物除去を行う。なお、放置車両の移動に必要な手続きを行い、道路啓開をすることで緊急車両の通行を確保する。その後、順次一般道路へと移行する。障害物は、区立公園等を応急集積場所として設定する。障害物の除去作業は、災害復旧協力会社に要請する。

また、上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知等の安全確保のための措置を行う。

2 各道路の障害物の除去

関東地方整備局、都、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）は、それぞれが管理する道路障害物の除去を行う。また、放置車両の移動に必要な手続きを行い、道路啓開をすることで緊急車両の通行を確保する。

警察署は、通行の妨害となっている車両その他の物件を道路管理者と連携して排除するよう努める。

なお、高速道路は、震度によって以下の規制が行われる。

〈高速道路の通行規制〉

計測震度（震度階級）	通行規制の内容
計測震度 4.0 未満	なし
計測震度 4.0 以上 5.0 未満	速度規制
計測震度 5.0 以上（震度 5 強以上）	通行止

第6章 要配慮者対策

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 避難行動への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会 江戸川区ケアマネジャー協会・ 江戸川区相談支援連絡協議会等
第2節 避難生活への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会
第3節 福祉避難所等での支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会

■自助・共助の役割

区民	・家族の要配慮者の安否確認、避難誘導に関すること
自主防災組織等	・地域の要配慮者の安否確認、避難誘導に関すること ・避難生活時における要配慮者への情報伝達、介助、見守り等の支援に関すること
事業所等	・個別避難計画の作成支援に関すること

■対策の前提と課題

- これまでの災害における死者数のうち、高齢者や障害者などの災害要配慮者が占める割合は高く、避難支援や迅速な救助のための安否確認等が必要である。
- 区内には、要配慮者となる高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦等が約26万人居住しており、避難誘導や避難所生活での支援が必要となる。
- 区では災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方を避難行動要支援者と定め（対象要件は下表のとおり）、区内管轄警察署及び消防署等と協力し避難支援を行う。

種 別	要 件（施設等に入所・入居している方は除く）
(1) 高齢者等 (要介護者:40歳～64歳の要介護者を含む)	・要介護4から5までの認定を受けている方 ・要介護3の単身者又は65歳以上のみの世帯に該当する方 ・要介護1から2までの単身者の方
(2) 身体障害者 (肢体不自由)	身体障害者障害程度等級表の肢体不自由の程度が次に該当する方 ・1級から2級 ・下肢、体幹又は移動機能障害において3級
(3) 身体障害者 (視覚障害)	身体障害者障害程度等級表の視覚障害の程度等が次に該当する方 ・1級から2級で単身者又は障害者（未成年者含む）のみの世帯
(4) 知的障害者	・愛の手帳交付を受けた1度から2度に該当する方 ・愛の手帳交付を受けた3度の単身者の方
(5) 精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳1級から2級の単身者の方
(6) 難病患者等	・(1)から(5)に該当しない方のうち障害福祉サービスを受けている難病患者の方 ・恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の方 ・在宅人工呼吸器使用患者の方

※ その他江戸川区長が特に必要と認めた方。

■対策の現状

- 区では、警察及び消防機関と避難行動要支援者情報の共有を図っているが、個人情報保護

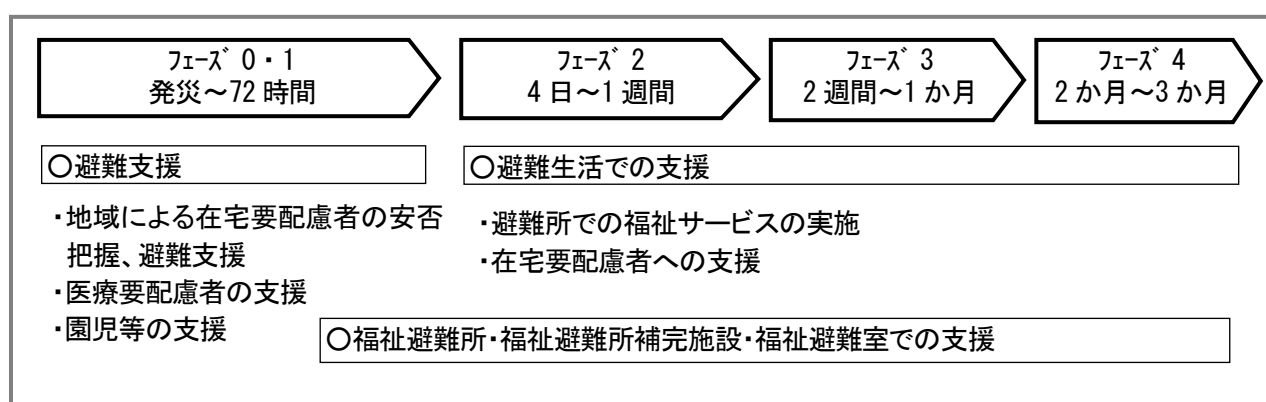
の観点からその活用には十分な配慮が必要である。

- 今後、個人情報保護に配慮しながら、地域（町会・自治会等）、民生・児童委員や（福）江戸川区社会福祉協議会等の社会福祉関係者と情報の連携を図り、有効な支援体制を構築する。

■対策の方針

- 発災直後の救護・避難誘導は、自助・共助として地域が中心となっていく。
- 特に配慮が必要な避難行動要支援者については、福祉避難所、福祉避難所補完施設及び福祉避難室を予め案内し、直接避難できる体制とする。
- 医療支援が必要な要配慮者に対しては、保健師等が状況確認や医療機関への搬送手配など、必要に応じた支援を実施する。

■対策の流れ



第1節 避難行動への支援

1 在宅要配慮者の支援

民生・児童委員、自主防災組織及び町会・自治会は、在宅の要配慮者の安否を確認し、避難が必要な場合は、最寄りの避難所まで避難を支援する。

区は、調査班を設置して、避難所等において避難行動要支援者名簿を支援者に提供し、安否確認を依頼する。安否確認をした者から状況を把握し、行方不明者の救助、歩行困難者の搬送など、必要な支援対策を実施する。

2 医療要配慮者の支援

区は、在宅難病患者、在宅人工呼吸器使用者、透析患者、妊産婦・新生児、精神障害者等の医療要配慮者に必要な支援を行う。

(1) 在宅人工呼吸器使用者

災害時個別支援計画に基づいて定めた関係者と連携して状況を確認し、安全を確保した上でできるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。また、必要に応じて医療機関等への搬送手配を行う。

(2) 妊産婦・新生児等

避難所等で状況を把握し、必要に応じて医療機関に繋ぐ。

第4部 初動応急計画【震災編】

(3) 精神障害者

名簿等に基づいて保健師等が状況を確認し、必要に応じて医療機関等に繋ぐ。

3 園児等への支援

区立保育園及び区立幼稚園は、園児の安全を確保し、保護者に引き渡すまで園で保護することを原則とする。園での保護が困難となった場合は、避難所等に移動する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の対応を園に要請する。

一時保護所は、入所している児童の安全を確保するとともに、児童の安否を児童相談所長に報告する。外出等により安否が確認できない場合は、外出先等に連絡又は訪問するなどして確認する。児童養護施設等についても、区は同様の対応を各施設に要請する。

保育ママは、預かっている幼児の安全を確保するとともに、安否を安否情報確認システムにより区に報告する。保育ママ宅での保護が困難な場合は、予め指定した避難所等に移動する。

第2節 避難生活への支援

1 避難所生活者への支援

区は、各避難所の要配慮者の実態を調査する。調査に基づき、関係機関・団体と協力して、要配慮者に配慮した生活環境の確保、補装具・日常生活用具の支給、援助者の派遣、介護・入浴等の福祉サービスを実施する。

2 在宅避難者への支援

区は、民生・児童委員、福祉サービス事業所等と連携して、在宅の要配慮者の実態を調査する。調査に基づき、関係機関・団体と協力して、情報提供、見守りネットワーク、生活支援、福祉サービスの提供、巡回訪問等の日常生活の支援を実施する。

第3節 福祉避難所等での支援

区は、福祉施設や避難所等に福祉避難所、福祉避難所補完施設及び福祉避難室を開設し、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を受入れ、生活支援を実施する。

福祉避難所管理班は、支援に必要な物資及び人員の確保等、福祉避難所及び福祉避難室の管理を行う。

〈福祉避難所での支援例〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 福祉避難所の整備（必要に応じ段差の解消、手すり、パーテーション等の設置、冷暖房の確保）② 情報伝達手段（掲示板の設置、手話通訳者等）の確保③ 福祉避難所の開設、受入れ開始④ 避難者への健康管理（専門家によるカウンセリングや巡回相談等）⑤ 避難所内相談窓口の設置（要介護認定申請、生活支援サービスの申請等）⑤ 食料・飲料水の確保（要配慮者に配慮したやわらかい食べ物等） 等 |
|--|

■今後の課題

発災時に迅速な支援を行うため、民生・児童委員、町会・自治会、自主防災組織はあらかじめ

第4部 初動応急計画【震災編】

避難行動要支援者の情報を把握しておき、支援態勢を確立しておく必要があるが、そのための避難行動要支援者名簿の管理・活用方法が課題である。

第7章 帰宅困難者対策

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 駅周辺での混乱防止	経営企画部、SDGs推進部、都市開発部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）
第2節 事業所等における対策		
第3節 帰宅困難者の代替輸送	都市開発部	国、都
第4節 徒歩帰宅者への支援	経営企画部、SDGs推進部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	

■自助・共助の役割

区民	—
自主防災組織等	—
事業所等	・従業員、利用者の施設内への一時滞在に関すること ・従業員、利用者への備蓄食料、飲料水、物資の供給に関すること ・従業員、利用者への交通情報等の伝達等、帰宅支援情報の提供に関すること
帰宅困難者	・一時滞在施設における運営や要配慮者の介助に関すること

■対策の前提と課題

- 都の被害想定では、区で46,192人の帰宅困難者が予想されている。
- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会は「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定し、一定期間内はむやみに帰宅しないよう、個人・事業所、行政が取り組むべき基本事項を定めている。
- 都は「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、個人・事業所、行政の役割に応じた帰宅困難者対策への取組を定めている。
- 都の地域防災計画では、発災後概ね4日目から帰宅を開始する想定となっている。

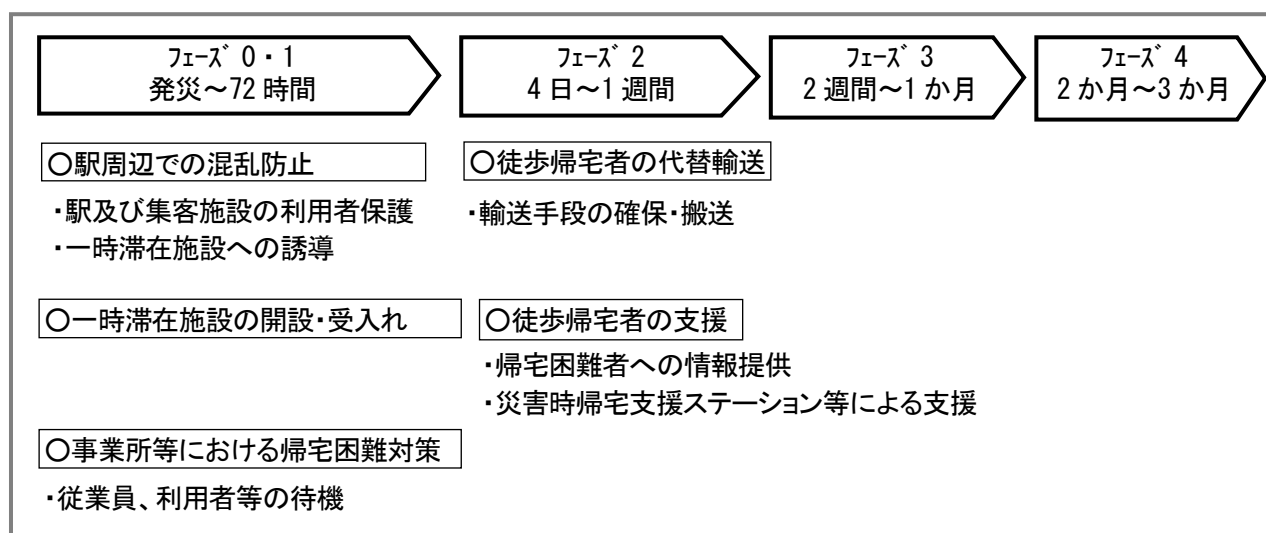
■対策の現状

- 区では、東京都帰宅困難者対策条例、帰宅困難者心得10か条等を周知している。
- また、一時滞在施設の確保に努めているが、約28万人の避難者を収容する必要がある、事業所内での滞留が必要な状況となっている。

■対策の方針

- 事業所、集客施設等は、従業員、利用者を待機させるよう努めることを基本とする。
- 鉄道事業者は、交通情報及び一時滞在施設の情報を帰宅困難者へ提供し、一時滞在施設への誘導を行う。
- 区は、一時滞在施設を開設し帰宅困難者を受け入れる。
- 区及び関係機関は、都心からの徒歩帰宅者に対し情報提供などで円滑な帰宅を支援する。

■対策の流れ



第1節 駅周辺での混乱防止

1 駅及び大規模集客施設における利用者保護

鉄道事業者及び大規模集客施設の管理者は、利用者を施設内の安全な場所に待機させ、情報提供などの支援を行う。施設内で待機させることが困難な場合は、一時滞在施設等への誘導を行う。

なお、要配慮者については、区等と連携してできる限りの措置をとる。

2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

(1) 情報の収集

各駅（鉄道事業者）及びバス事業者は、利用者保護や駅前滞留者の状況を区に連絡する。区は、都・警察・消防と連携して交通情報・滞留者発生状況・周辺被害情報を収集する。

(2) 一時滞在施設の開設

区は、駅周辺及び幹線道路沿いを中心とした施設（区立小・中学校等、協定施設）に一時滞在施設を開設する。開設した場合は、区災害対策本部に連絡する。

(3) 誘導に関する情報提供

区は、一時滞在施設の開設状況や空き状況、周辺被害情報を関係機関（鉄道事業者、警察、バス事業者）に提供する。

(4) 一時滞在施設への誘導

鉄道事業者、バス事業者、警察等は、一時滞在施設に滞留者等を誘導する。

区は、一時滞在施設が満員になり新たな帰宅困難者の受入れが困難となった場合、関係機関と連携して他の一時滞在施設へ誘導する。

(5) 帰宅困難者の協力

帰宅困難者のうち活動できる者は、一時滞在施設に滞在する間、種々の救援・救護活動に協力するよう努める。

第2節 事業所等における対策

事業所、学校等は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会のガイドライン等に従い従業員や生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行い、周辺の安全を確認したうえで、施設内または他の安全な場所に待機させる。（一斉帰宅の抑制）

第3節 帰宅困難者の代替輸送

帰宅困難者は、発災後概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。

しかし、首都直下地震が発生した場合には、長期間にわたり、鉄道などの公共交通機関が不通になることが想定されるため、徒歩による帰宅が難しい帰宅困難者に対し、代替輸送機関による搬送が必要となる。

1 鉄道運行情報等の提供

都は、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて広報する。

区は、都や鉄道事業者などからの情報を受け、一時滞在施設の滞在者に対し、利用可能な交通機関の情報を提供する。

2 代替輸送手段の確保

区は、国、都、バス事業者などが確保した代替輸送手段の情報を受け、一時滞在施設の滞在者に対し、代替輸送を受けられる場所の情報を提供して帰宅を支援する。

なお、要配慮者については、都の対応に合わせた誘導などの配慮を行う。

第4節 徒歩帰宅者への支援

帰宅に際しては、公共交通機関の輸送に限りがあるため、徒歩による帰宅が原則となる。

1 区の支援

区施設や避難所は立ち寄る徒歩帰宅者に対し、業務に支障のない範囲で、飲料水・トイレ・把握している情報などを提供する。

2 関係機関の支援

都は、帰宅支援の対象道路として策定した16路線（資料編を参照。区内では蔵前橋通り・環状七号線が指定されている。）を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、東京都防災ホームページなどを活用して提供する。

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

日本郵便（株）は、集配郵便局において、情報提供、休憩所として飲料水、トイレ等の提供を行う。

第8章 応援要請

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 応援協力・派遣要請	経営企画部、総務部、土木部	災害復旧協力会社（※協定会社）
第2節 消防の応援協力・派遣要請		江戸川・葛西・小岩消防署
第3節 自衛隊の災害派遣	危機管理部	都総務局
第4節 災害ボランティア	危機管理部、福祉部、文化共育部	（福）江戸川区社会福祉協議会、 （公財）えどがわボランティアセンター
第5節 自治体・専門機関等の受援体制	経営企画部、危機管理部、総務部	

■自助・共助の役割

区民	・地域のボランティア活動への参加に関すること
自主防災組織等	・地域のボランティア活動への参加に関すること
事業所等	—

■対策の前提と課題

- 都の被害想定では、区全域で被害が予想されており、区内の人、物の資源だけで対応することは困難である。また、膨大な緊急・応急業務への対応や行政機能が大幅に低下する事態が想定される。
- そのため、協定機関・団体、自衛隊、全国の自治体・団体の職員、ボランティア等の応援を受けて、被災者対策を行うことが必要である。

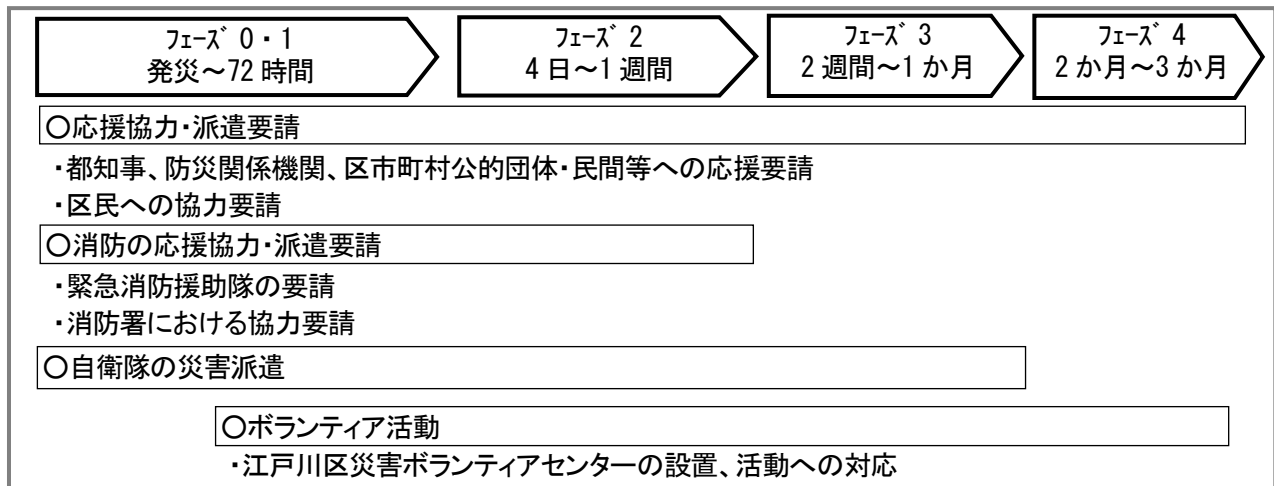
■対策の現状

- 区では、他の自治体、企業・団体等と協定を締結し、災害時の応援を受ける体制となっている。
- 本区のボランティア活動については、（公財）えどがわボランティアセンターが各種団体等の情報把握を行い、災害時にも団体相互が連携・協力ができるネットワークづくりに努めている。

■対策の方針

- 発災直後から、都、協定締結機関等に応援を要請し、他自治体からの専門ボランティア等や救援物資を受け入れる体制を構築する。
業務量が多く早急な受援が必要な、応急危険度判定、家屋等被害認定調査、罹災証明書の発行等については、事前に業務量及び人員を算出し、速やかに応援要請が出来る体制を整える。
- （公財）えどがわボランティアセンターは、（福）江戸川区社会福祉協議会と連携して、「江戸川区災害ボランティアセンター」を立ち上げ、一般ボランティアの受入れを行う。

■対策の流れ



第1節 応援協力・派遣要請

1 都知事への応援・あっせんの要請

地震により災害が発生し、都の協力が必要な場合は、区長の決定に基づき区災害対策本部（受援統括班）が都知事に要請する。

都知事に応援または応援のあっせんを求める場合、都災害対策本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭またはDISへの入力等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由)
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

2 防災関係機関への要請

区は、区域内における災害応急対策の円滑な実施を図るため、状況に応じ、防災関係機関に対して協力要請を行う。

3 区市町村への応援要請

区は、災害対策基本法第67条の規定及び他自治体との相互協力協定等に基づき、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村長等に対し、応援を要請する。

〈自治体との協定〉

協定名称	締結先	締結日
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	東京都特別区 (23区)	平成8年2月16日
災害時における市川市と江戸川区との相互応援に関する協定書	千葉県市川市	平成20年7月23日
災害時における江戸川区と城里町との相互支援に関する協定	茨城県東茨城郡城里町	平成27年11月20日
災害時における浦安市と江戸川区との相互支援に関する協定	千葉県浦安市	令和元年9月12日
災害時における南魚沼市と江戸川区との相互応援に関する協定	新潟県南魚沼市	令和2年8月26日

協定名称	締結先	締結日
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	東京都・市区町村	令和3年12月27日
災害時における江戸川区と埴町との相互応援に関する協定	福島県東白川郡埴町	令和5年12月18日

4 公的団体・民間企業等への協力要請

区は、応急・復旧作業及びそれに伴う応急・復旧資器材、人員、輸送用車両等が必要な場合は、公的団体や民間企業等との協定に基づき、協力を要請する。

5 災害復旧協力会社への要請

区は、災害復旧協力会社へ協力要請し、災害対策協力班を編成する。

6 区民への協力要請

区は、災害応急対策実施時において、以下の内容について自主防災組織等へ協力要請する。

① 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、区その他関係機関への通報に関する事
② 災害に対する予警報その他情報の区域内住民への伝達に関する事
③ 災害時における広報・広聴活動に対する協力に関する事
④ 震災時における出火の防止及び初期消火に対する協力に関する事
⑤ 交通規制に対する協力に関する事
⑥ 避難誘導に対する協力に関する事
⑦ 避難所内の被災者の救助業務に対する協力に関する事
⑧ 被災者に対する炊き出し・救援物資等配分業務に対する協力に関する事
⑨ 災害状況調査に対する協力に関する事
⑩ 被災区域内の秩序維持に対する協力に関する事

7 情報の発信

区長は、他自治体等への応援要請について、メディア等を活用しながら情報発信を行う。

第2節 消防の応援協力・派遣要請

1 緊急消防援助隊

東京消防庁は、大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、都知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

2 消防署における協力要請

消防署、消防団は、以下の協定に基づいて応援を要請する。

協定名称	締結先	締結日
震災時における消防活動の支援に関する協定	東京江戸川自動車解体商興会	平成8年1月6日（江戸川消防署・小岩消防署・江戸川消防団・小岩消防団） 平成13年11月1日（葛西消防署・葛西消防団）
震災時における消防活動に要する簡易救助器具及び燃料等の支援に関する協定	東京都石油商業組合江戸川支部	平成8年2月7日（江戸川消防署・小岩消防署・江戸川消防団・小岩消防団） 平成12年11月7日（葛西消防署・葛西消防団）

第4部 初動応急計画【震災編】

協定名称	締結先	締結日
震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定	江戸川遊漁船組合（網徳、(株)網貞、(有)あみ元(有)たかはし丸、(有)豆や）	平成8年3月11日（江戸川消防署・小岩消防署・江戸川消防団・小岩消防団） 平成13年9月28日（葛西消防署・葛西消防団）
災害時等における消防活動支援に関する協定	(有)石塚重機工事	平成25年6月21日（葛西消防署）
大規模災害時における消防署機能移転に関する協定	葛西臨海地域連絡協議会（協同組合東京ベ・マルシェ、ワールド流通協同組合、江戸川運輸施設協同組合、東京団地倉庫(株)、(株)ジエイ・エー・エー、(株)サト産業、ロッテ不動産(株)）	平成25年12月12日（葛西消防署）

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊の災害派遣

区は、災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合で、応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して災害派遣を要請するよう求める。

なお、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(1) 要請事項

要請事項は、以下のとおりである。

① 災害の状況及び派遣を要請する事由	② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容	④ その他参考となるべき事項

(2) 直接の通報先

直接の通報先は、以下のとおりである。

機関の名称	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊第1師団 第1普通科連隊（練馬）	第3中隊 (3933)1161 内線 2563	第3中隊 (3933)1161 内線 2563

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、以下のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路または水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した以下の経費は、原則として区が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費 ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料 ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等 ④ 天幕等の管理換に伴う修理費 ※その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と区が協議する。
--

2 自衛隊受入れ態勢

区は、以下の受入れ態勢を準備する。

- (1) 作業計画及び資材等の準備
- (2) 大規模救出・救助活動拠点は、篠崎公園または葛西臨海公園とする。

第4節 災害ボランティア

1 江戸川区災害ボランティアセンター

(1) 江戸川区災害ボランティアセンターの設置

(福) 江戸川区社会福祉協議会、(公財) えどがわボランティアセンター、グリーンパレス施設職員及び協定団体は、グリーンパレス内及び東小松川公園に「江戸川区災害ボランティアセンター」を設置する。

第4部 初動応急計画【震災編】

都及び東京ボランティア・市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村と連携してボランティアセンターの設置・運営支援、災害ボランティアコーディネーターの派遣等を行う。

(2) 江戸川区災害ボランティアセンターの活動

江戸川区災害ボランティアセンターでは、以下の活動を実施する。

- ① 区民の被災状況及びボランティアニーズ等の把握
- ② ボランティアの募集及び受入れ
- ③ 東京都災害ボランティアセンターへの災害ボランティアコーディネーター(※)の派遣要請
- ④ ボランティアと支援を必要とする被災者のコーディネート
- ⑤ 関係機関への情報提供、支援要請

※災害ボランティアコーディネーターとは、東京都の補助事業として東京ボランティア・市民活動センターが開催している「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の修了者及び「都内や関東ブロック社会福祉協議会からの応援職員」等を指す。

2 ボランティア活動への対応

一般ボランティアの活動への対応は、江戸川区災害ボランティアセンターが実施する。

専門ボランティア（登録ボランティア）の要請は区災害対策本部（人的受援課）が行い、活動への対応は各部が実施し、江戸川区災害ボランティアセンターと情報を共有する。

第5節 自治体・専門機関等の受援体制

区に対し、直接、自治体・専門機関等から職員等の応援派遣、物資の提供等の申出があった場合、応援の内容や受入れ等について、総務部職員課が、担当部署と調整を図り受入れ体制を整える。

第9章 行方不明者の捜索・遺体の取扱・火葬

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 行方不明者の捜索		小松川・小岩・葛西警察署
第2節 遺体の死体調査（検視）・検案・身元確認	生活振興部、福祉部、文化共育部	小松川・小岩・葛西警察署、都保健医療局、（一社）全日本冠婚葬祭互助協会、（株）東京葬祭、（株）協和木工所
第3節 火葬	生活振興部	都保健医療局

■自助・共助の役割

区民	・行方不明者の捜索への協力に関すること ・遺体発見時の通報に関すること
自主防災組織等	・行方不明者の捜索への協力に関すること ・遺体発見時の通報に関すること
事業所等	・行方不明者の捜索への協力に関すること ・遺体発見時の通報に関すること

■対策の前提と課題

- 都の被害想定では、最大 3,217 人の自力脱出困難者が想定されており、生命維持の限界である 3 日以内の発見と救助が必要となる。
- 最大 582 人の死者が想定されており、発災後数日間での死体調査（検視）、検案、火葬が必要となる。速やかな遺体収容所の設置、人員、棺・ドライアイス等の資器材の確保が重要である。
- 近隣の火葬場の機能低下や火葬ニーズの集中する場合は、遠隔地の火葬場の確保や搬送が必要となる。

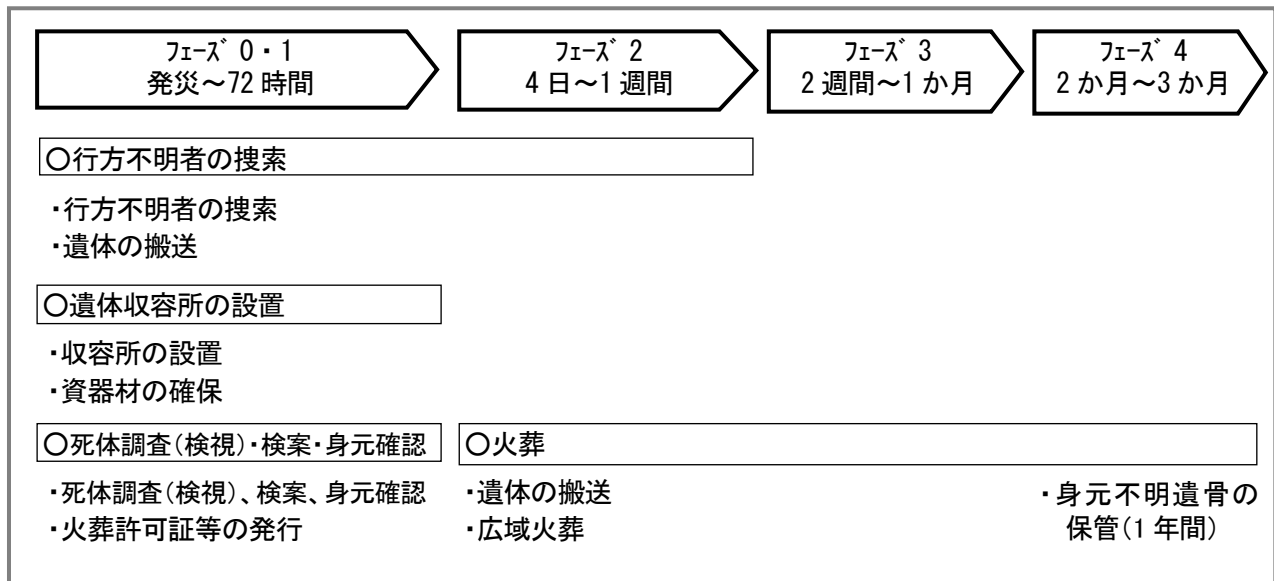
■対策の現状

- 区では、死体調査（検視）・検案・安置を行うため遺体収容所を 3 か所指定している。また、資器材等の確保について（一社）全日本冠婚葬祭互助協会・（株）東京葬祭・（株）協和木工所と協定を締結している。

■対策の方針

- 災害発生直後から 3 か所に遺体収容所を設置し受入れ体制を整える。なお、可能な限り遺体収容所内における安置遺体への尊厳の意を込めた対応を図る。
- 火葬許可証、特例許可証等の発行は、遺体収容所等で行う。

■対策の流れ



第1節 行方不明者の捜索

1 行方不明者の捜索

(1) 区の措置

区は、警察署、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索及び遺体の収容を実施する。

(2) 警察署の措置

警察署においては、行方不明の届出受理及び情報の入手に努め、調査を実施する。

(3) 東京海上保安部

東京海上保安部は、所属巡視艇により、東京港内及びその周辺において行方不明者の捜索および遺体の揚収を実施する。

収容した遺体は、都及び警察と協議して定められた岸壁に搬送し、検視等所要の措置を行った後、区に処理を引き継ぐ。

2 遺体の搬送

遺体の遺体収容所までの搬送は、遺族等によるものとするが、搬送が困難な場合は、区は警察署、自衛隊と連携して遺体収容所に搬送する。

第2節 遺体の死体調査（検視）・検案・身元確認

1 遺体収容所の設置

(1) 遺体収容所の設置

区は、遺体収容所を設置し、都、警察署に報告し、区民に周知を図る。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。

また、都及び警察署と連携のうえ、遺体収容所における死体調査（検視）・検案体制を整備する。特に、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

〈遺体収容所設置予定施設〉

① 総合体育館	② スポーツセンター	③ スポーツランド
---------	------------	-----------

(2) 資器材の調達

区は、葬祭業者等から棺、納体袋、ドライアイス、祭壇等の資器材を確保する。

2 遺体収容所での活動

(1) 遺体調査・検案

都は、監察医務院の監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣し、遺体の検案等の措置を実施する。検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請する。検案班の指揮者は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整後、検案活動を実施し、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。

警察署は、死体取扱班等を編成し、遺体収容所に派遣する。死体取扱班は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則並びに「多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の死体調査（検視）及びこれに必要な措置を講ずる。

(2) 身元確認

警察署は、身元確認調査を行う。必要に応じて、身元確認班（歯科医師班）の編成・派遣について身元確認作業の協力を要請する。

概ね2日間、身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区に引き継ぐ。

区は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

また、警察署より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

(3) 死亡者情報の提供

区は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、相談窓口等で区民等への情報提供を行う。

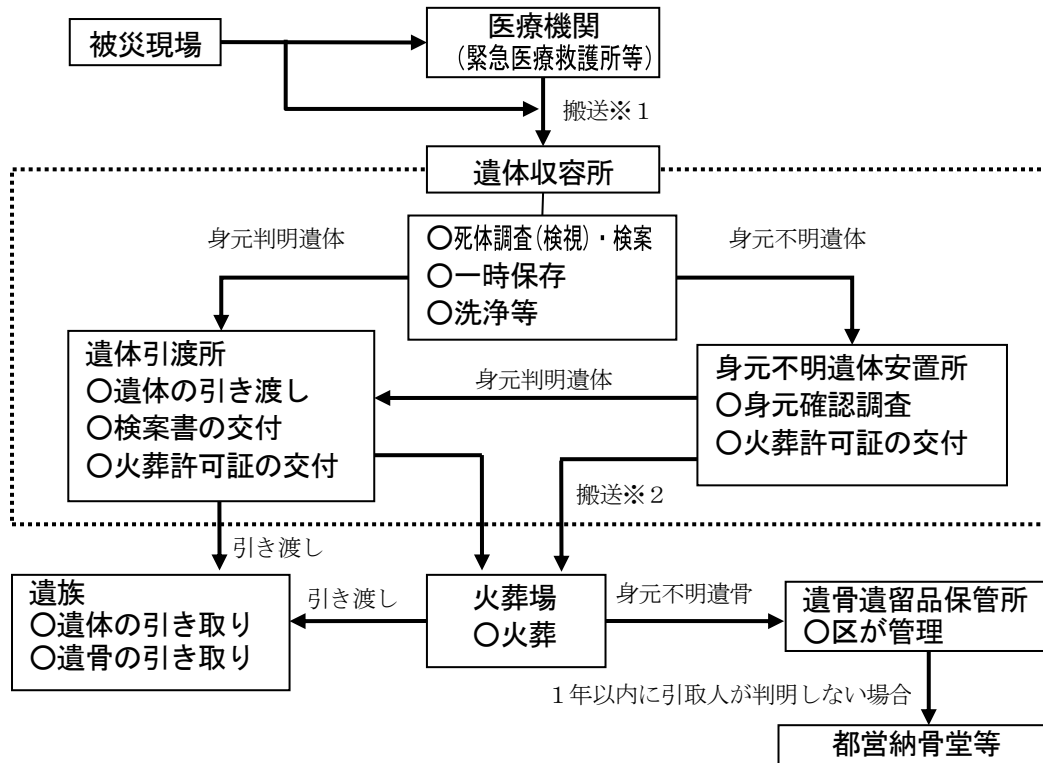
(4) 遺族への遺体の引き渡し

区は、警察署の「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引き渡しを実施する。

(5) 火葬許可証等の発行

区は、遺族等に引き渡された死体調査（検視）・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受け付ける。その後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。

〈遺体取扱・火葬のながれ〉



※1 警察署は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助、遺体を関係機関へ引き継ぐ

※2 区の要請に基づき、都が関係機関（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会等）に協力を要請

第3節 火葬

区は、災害で死亡した者に対して、その遺族が火葬を行うことが困難な場合、または遺族が無い場合において、応急的に火葬を実施する。

1 遺体の火葬

火葬は東京都瑞江葬儀所及びその他火葬場にて行い、引取人に引き渡すものとする。

なお、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2 広域火葬

(1) 広域火葬体制の確保

区で火葬場の確保ができない場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。

都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図るとともに、区民へ広域火葬体制について広報する。

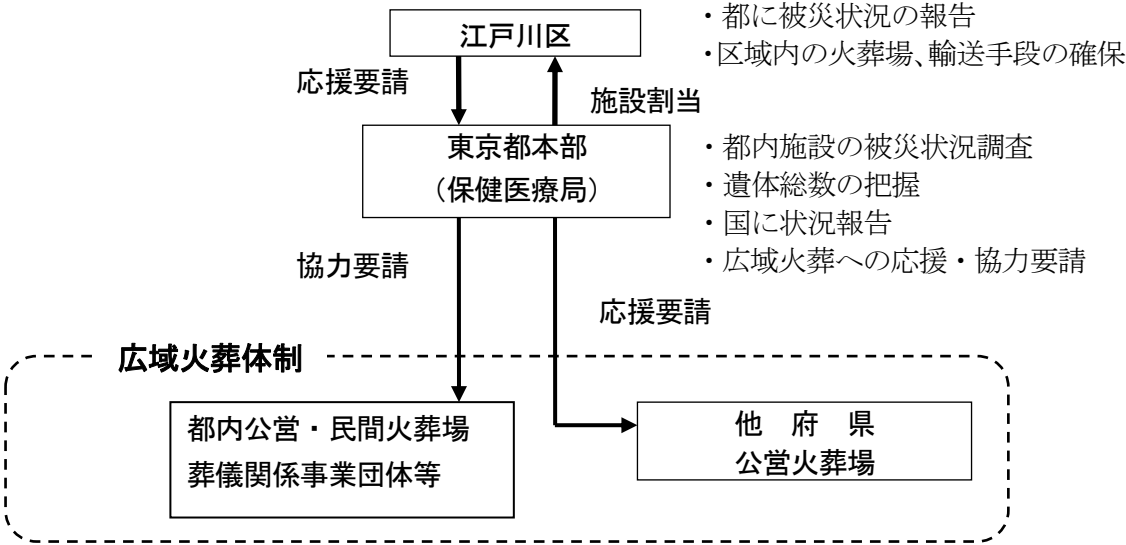
火葬については、都の調整のもと、割り振られた火葬場に必要な事項、手順等を確認する。

(2) 遺体の搬送

区は、遺体の搬送に必要な車両を確保する。

交通規制が行われている場合には、緊急通行車両を使用する。

遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。



(3) 身元不明の遺体措置

身元不明の遺体を火葬にしたときは、区は遺骨遺留品保管所に遺骨及び遺留品を保管し、1年以内に引取人が判明しないときは、身元不明の者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

(4) 戸籍手続等

死亡届の受付及び火葬許可証の交付等の事務は、遺体収容所及び区本庁舎または各事務所において行う。

第10章 物資等の供給

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 食料の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場
第2節 飲料水の供給	総務部、健康部	都水道局
第3節 物資の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、都福祉局
第4節 救援物資の受入れ	産業経済部	都福祉局
第5節 輸送	産業経済部	都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合

■自助・共助の役割

区民	・家庭内備蓄の活用に関すること
自主防災組織等	・給水所における飲料水の配布に関すること ・避難所での避難者への食料・物資等の配布に関すること ・要配慮者への飲料水、食料・物資の配布に関すること
事業所等	・事業所内備蓄の活用に関すること

■対策の前提と課題

- 被害想定では、284,088人の避難者、189,392人の避難所避難者（避難所外避難者を除いた数）が予想されており、これを対象とした食料・物資の供給が必要となる。
- 都の被害想定では、区の55.9%の断水が予想されている。これは断水人口で38万人に相当し、1人1日3リットルとすると、1日あたり1,140 m³もの飲料水が必要となる。
- 東京湾岸一帯が大きな被害となり、輸送ルートの途絶、供給対象者が膨大な数となるため、物資の途絶が3日以上となる可能性がある。また、全国からの応援隊も分散して配置されるため、当初は、応援がなくとも最低限の飲料水・食料等を区内で自活する体制を構築する必要がある。
- 発災後1週間以降は、全国の自治体・企業・団体・個人からの救援物資が届けられるが、保管場所の不足、物資供給のノウハウの不足から物資の供給機能不全に陥る可能性がある。

■対策の現状

1 食料

- 避難者に対する食料の備蓄として、クラッカー、アルファ米など、概ね65万食分を確保し、備蓄倉庫に保管している。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として粉ミルク等を3日分確保している。
- 米穀、副食品、加工食品、生鮮食料品の調達について、あらかじめ区内のスーパー、小売店の組合等の業界団体と協定を締結している。

2 飲料水

- 給水所2か所と応急給水槽6か所に26,100 m³の飲料水があり、断水人口が38万人とすると約22日分が区内に備蓄されている。
- 給水資器材として、ウォーターバルーン36個、1トンタンク8個、0.5トンタンク2個、

20 リットルタンク 530 個が備蓄されている。

3 備蓄倉庫・輸送拠点

- 備蓄倉庫を4か所に設置している。
- 発災直後から必要となる物資（食料、毛布、ブルーシート等）を全小・中学校等に分散配備している。
- 全国から届けられる救援物資の受入れ場所として、広域輸送基地（都の運営）・地域内輸送拠点（区の運営）が定められている。

■対策の方針

1 飲料水の供給

- 発災後 3 日間は、各自の備蓄で充当することを基本とする。
- 発災後、できるだけ早期に給水所と応急給水槽での給水活動を開始し、断水率の高い地域から順次、避難所給水拠点（最大 13 か所）を設け、より身近なところでの給水を可能とする。

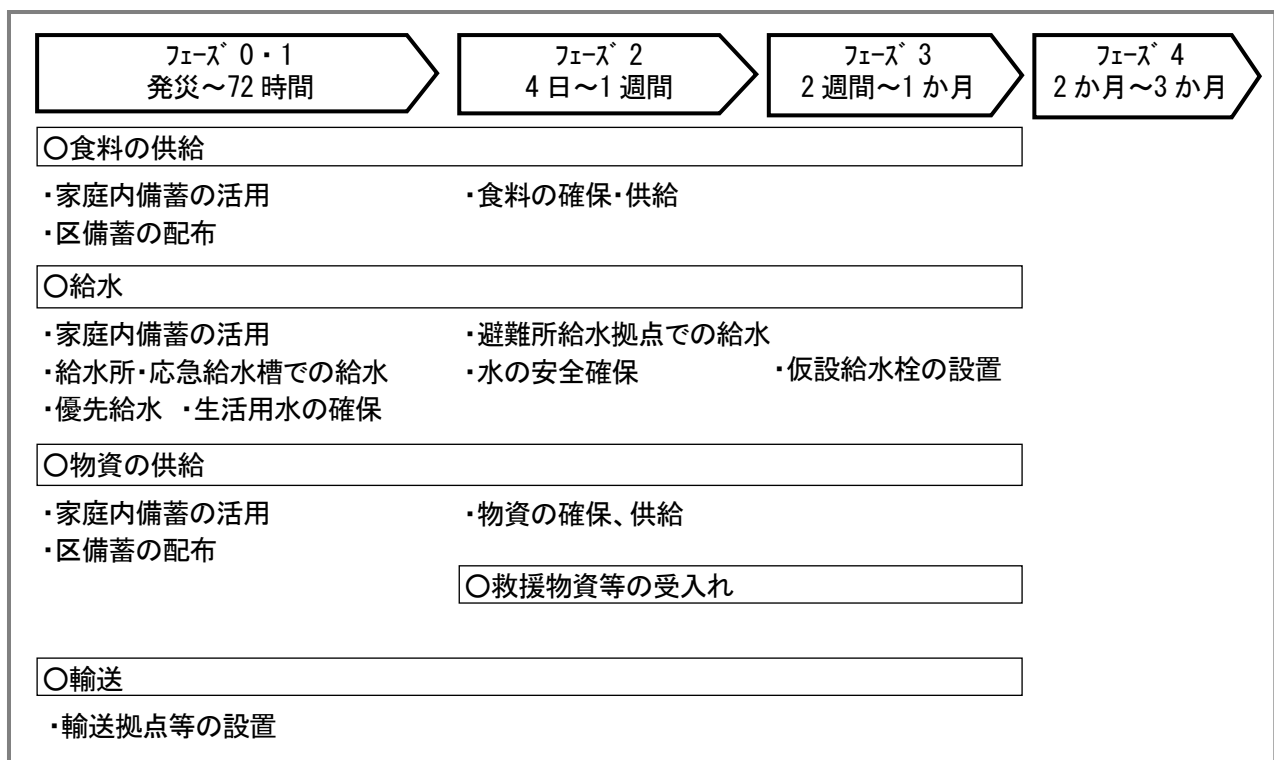
2 食料・生活必需品等の確保

- 発災後３日間は、各自の備蓄で充当することを原則とする。
- 発災直後に避難所で備蓄物資を避難所運営協議会に引き渡し、各避難所の裁量にて配布を行う。また、区内業者が保有する食料品等を調達し、避難所で提供する。
- ３日目までには全国からの救援物資、自衛隊の炊き出し供給ができるように体制を整え、４日目から公的な供給を開始する。

3 救援物資の受入れ

- 発災後３日目には、全国からの救援物資を受け入れる体制を構築する。ただし、個人等からの義援物資については、当面は原則受入れをしない。

■対策の流れ



第1節 食料の供給

1 家庭内備蓄の活用

区民及び事業所は、自力で食料が確保できない場合、災害当初の3日間は、家庭及び事業所内で備蓄する食料を活用することを原則とする。

2 備蓄の供給

(1) 区の備蓄

区は、あらかじめ避難所に分散配備している食料備蓄を活用し、状況に応じて避難者へ供給する。

(2) 都の備蓄

都が区内に事前配置している備蓄物資は、都総務局長の承認を得て区が輸送して配布する。ただし、緊急を要する場合は、事後報告とする。

また、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

3 食料の調達及び供給

災害発生当初の食料供給については備蓄物資を基本とするが、可能な限り区内の小売店業者等から食料品、粉ミルク等を調達し、避難所に供給する。また、区外の大規模小売店等からの食料品については、地域内輸送拠点（総合文化センター・葛西防災施設・小松川防災施設）に輸送業者の協力を得て集積し、各避難所へ供給する。道路状況が改善し、多量の救援物資が搬入されてきたら、地域内輸送拠点から避難所へ物資を供給する。食料供給が安定してきた場合には、食品の多様化や高齢者等への配慮に努める。また、食事の提供について、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保についても配慮する。

（キッチンカーの活用等）

区で調達が困難な場合は、都、協定締結自治体に供給を要請する。また、自衛隊に炊き出しを要請する。

4 食料の配布

避難所での食料配布は、避難所運営協議会が行うことを原則とする。

なお、配布に際しては、避難所周辺の在宅避難者を含めた配布対応を行う。

5 炊き出し

区から自衛隊等に要請する炊き出し以外は、食料供給の補完として自主防災組織等が自主的に運営するものと位置付ける。

区は、炊き出しを自主的に行うとの要望があった自主防災組織等に対し、資器材等の提供を行う。

第2節 飲料水の供給

1 家庭内備蓄の活用

災害当初の3日間は、家庭及び事業所内で備蓄する飲料水を活用することを原則とする。

2 飲料水の供給

飲料水の供給は、区と都水道局との連携体制により実施する。

なお、給水の基準は、1人1日3リットルを原則とする。

(1) 給水所・応急給水槽

区及び都水道局は、発災後、できるだけ早期に給水所及び応急給水槽にて給水活動を行う。

① 給水所（2か所）

都が応急給水に必要な資器材を設置し、区が区民等への応急給水を行う。

また、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った給水拠点では、給水所の一部を柵で仕切った応急給水エリアの鍵を区等または都職員が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から、区等による応急給水を行う。

② 応急給水槽（6か所）

区が応急給水に必要な資器材を設置し、区民等への応急給水を行う。

(2) 避難所給水拠点（最大13か所）

区は、断水地区の避難所に避難所給水拠点を定め、ウォーターバルーンを設置し、トラックの給水タンクによって飲料水を運搬し、給水活動を行う。

避難所給水拠点においては、区民等が持参したポリタンク等に給水する。給水活動は、避難所運営協議会等に要請する。

(3) 応急給水体制が整うまでの措置

応急給水体制が整うまでの間は、備蓄飲料とともに協定団体による流通物資であるペットボトル水で対応する。

なお、避難所においては、小・中学校等に既設の受水槽や応急給水栓を使用し、飲料水を確保する。

(4) 優先給水

区は、医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設の状況を把握し、都に優先的な給水を要請する。

(5) 仮設給水栓等の設置

区及び都水道局は、断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。

〈給水可能な飲料水の備蓄〉（令和8年4月1日現在）

種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m ³
給水所	西瑞江給水所	2 池	江戸川区東瑞江 1-26-2	6,600
	葛西給水所	2 池	江戸川区北葛西 3-9	13,300
応急 給水槽	都立篠崎公園	1 基	江戸川区上篠崎 1-25	1,500
	区立宇喜田中央公園	1 基	江戸川区北葛西 4-15	1,500
	区立小岩公園	1 基	江戸川区北小岩 6-43	1,500
	都立葛西南高校	1 基	江戸川区南葛西 1-11-1	100
	都立大島小松川公園	1 基	江戸川区小松川 1-7	1,500
	一之江抹香亭	1 基	江戸川区一之江 5-14	100
小計				26,100
学校受水槽（旧校舎含む）		105 基		1,757.69
合計				27,857.69

第4部 初動応急計画【震災編】

〈災害時の給水体制〉

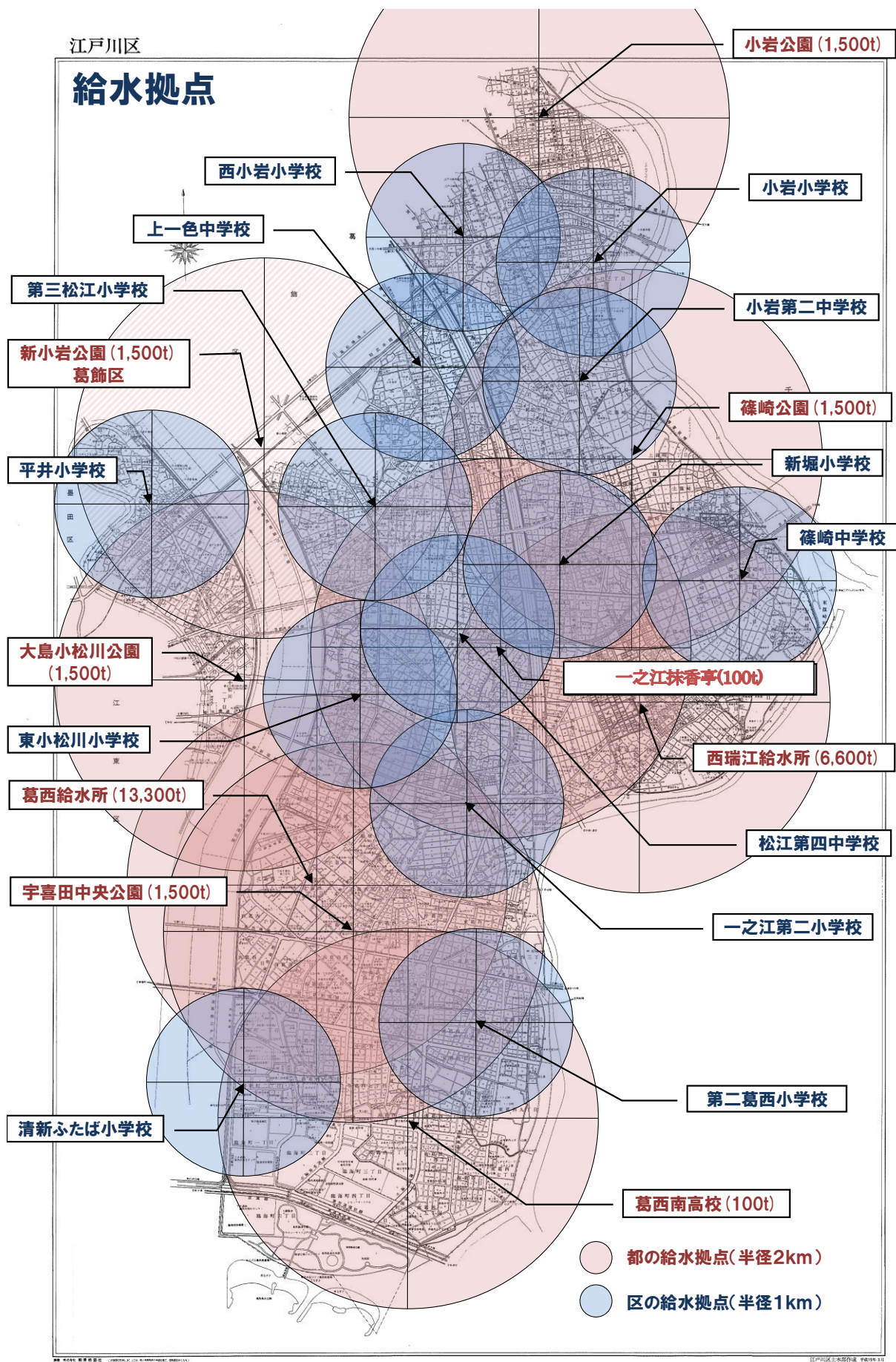
(令和8年4月1日現在)

	フェーズ0 (発災直後～6時間)	フェーズ1 (7時間～72時間)	フェーズ2 (4日～1週間)
応急給水 【区・都】		○給水所(2か所) ○応急給水槽(6か所) 給水 ○避難所給水拠点(最大13か所) 輸送・補充 ○仮設給水栓(消火栓) ○仮設配管 ※必要に応じて 給水 ○避難所(小・中学校等) 受水槽・応急給水栓 給水	給水 給水 給水
協力協定 救援物資 【区】		○協定物資の受入(ペットボトル) 供給 ○救援物資の受入(ペットボトル) 供給	供給 供給
個人備蓄 【区民・事業者】	○ペットボトルの備蓄	3日分の備蓄消費	

○給水所(2か所)：西瑞江給水所、葛西給水所

○応急給水槽(6か所)：都立篠崎公園、区立宇喜田中央公園、区立小岩公園、都立大島小松川公園、都立葛西南高等学校、一之江抹香亭

○避難所給水拠点(最大13か所)：発災後、需要の高い地域の避難所(小・中学校等)に設置



第4部 初動応急計画【震災編】

3 水の安全確保

(1) 飲料水の消毒

区は、「環境衛生指導班」を編成し、給水する飲料水の消毒効果の確認を行う。

また、消毒効果がない場合は、消毒薬を確保し飲料水の消毒を行い、避難所給水拠点にて自主防災組織が実施可能なように、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。

(2) ライフライン復旧後の確認

ライフライン復旧後、区が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、区は飲用の可否等について、適正に周知する。

4 生活用水の確保

災害発生後、断水した場合には、各家庭での水の汲み置きや学校のプール、防災貯水槽及び防災井戸等で確保した水を使用し、水洗トイレ等の生活用水に活用する。活用は、自主防災組織等がバケツ等を用いて行う。

第3節 物資の供給

1 家庭内備蓄の活用

区民及び事業所は、できるだけ備蓄または自宅の毛布や衣料等を活用することを原則とする。

2 備蓄の供給

(1) 区の備蓄

備蓄物資は、自宅が倒壊して物資を持ち出せない被災者に提供する。区は、避難所での必要物資の状況を把握し、（一社）東京都トラック協会等の協力を得て備蓄倉庫の物資を避難所に供給する。

(2) 都の備蓄

食料の供給と同様に行う。

3 物資の調達

食料の調達と同様に行う。

4 物資の配布

食料の配布と同様に行う。

5 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化する。更に、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、これらの変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、女性用物品の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

第4節 救援物資の受入れ

1 救援物資の受け付け

区で食料、物資等の調達が困難な場合、以下のとおり、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資を受け入れる。

- (1) 支援物資（国・都・他自治体、日赤・協同募金等の団体から提供）

※災害復旧用材（国有林材）は農林水産省（関東森林管理局）に要請する。

- (2) 協定物資（民間企業など各種団体からの協定に基づく提供）

- (3) 義援物資（全国のNPO等団体からの任意提供）

なお、個人からの小口の義援物資は、整理が困難なため受け取らない方針とする。

2 救援物資の受入れ

救援物資は、地域内輸送拠点で受入れを行う。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、輸送業者により避難所等へ供給する。

物資が多量な場合は、物流業者の倉庫やノウハウを活用するものとする。

第5節 輸送

1 輸送手段の確保

区は、所有する車両では不足する場合は、以下の機関、団体等に輸送を要請する。

- (1) （一社）東京都トラック協会江戸川支部
- (2) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部
- (3) 東京都災害対策本部
- (4) 協力協定団体

2 輸送拠点の設置

都および区は、物資等の輸送のため、次の輸送拠点を設置する。

- (1) 広域輸送基地（都管理）および水上輸送基地（区管理）

他道府県からの救援物資の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点として定められたもので、都が必要な作業を実施する一時的積替基地である。

また、補完的拠点として、水上輸送の手段を確保する。

- (2) 地域内輸送拠点（区管理）

広域輸送基地からの救援物資等の受入場所として指定されているもので、区においては、避難所等への食品、医薬品及び生活必需品等の配分拠点となっている。

また、様々な災害ケースに対応できるよう補完施設の確保については、災害時協力協定により民間施設の活用をもって拡充していく。

第4部 初動応急計画【震災編】

〈輸送拠点〉

(令和8年4月現在)

区 分	名 称	所 在 地
広域輸送基地	葛西トラックターミナル	江戸川区臨海町4-3-1
水上輸送基地	臨海緊急用船着場	江戸川区清新町1丁目地先
	上篠崎緊急用船着場	江戸川区上篠崎2丁目地先
	葛西臨海公園	江戸川区臨海町6丁目地先
	一之江橋	江戸川区新堀1丁目1番地先
	東篠崎	江戸川区東篠崎2丁目地先
	鹿骨新橋	江戸川区松本2
	小松川	江戸川区小松川1丁目
	新今井橋	江戸川区江戸川4丁目
	ふれあい橋	江戸川区平井3-1
	平井	江戸川区平井6丁目71番地先
	平井七丁目	江戸川区平井7-2
	なぎさ公園	江戸川区南葛西7丁目3番地先
	今井交通公園※	江戸川区江戸川4丁目9番地先
	スポーツランド	江戸川区東篠崎1丁目8番地先
	ポニーランド	江戸川区篠崎町3丁目23番地先
	船堀	江戸川区船堀1丁目地先
	西葛西	江戸川区西葛西2丁目地先
	篠崎公園	江戸川区上篠崎1丁目25番地先
	小岩菖蒲園	江戸川区北小岩4丁目37番先
	江戸川区総合文化センター	江戸川区中央4-14-1
地域内輸送拠点	葛西防災施設	江戸川区西葛西8-17-1
	小松川防災施設	江戸川区小松川1-7

※今井交通公園防災船着場は令和3年度撤去、令和7年度整備予定。

第11章 建物対策

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 建物等の危険度判定	都市開発部	都都市整備局、都住宅政策本部、(社)東京建築士会、(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)江戸川建設業協会
第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行	都市開発部、生活振興部	江戸川・葛西・小岩消防署
第3節 被災住宅の応急修理	都市開発部	都住宅政策本部
第4節 応急仮設住宅の供給	総務部、都市開発部、生活振興部、福祉部	都住宅政策本部、(一社)江戸川建設業協会、(一社)プレハブ建築協会
第5節 区営住宅の応急修理	福祉部	

■自助・共助の役割

区民	・住家の危険度判定、被害調査時の協力に関すること
自主防災組織等	・応急仮設住宅における居住者のコミュニティの形成に関すること
事業所等	—

■対策の前提と課題

- 余震等の二次災害防止の必要から、建築物の安全点検は、区役所や学校等の災害応急活動の拠点として重要な役割を担う施設を優先かつ迅速に行う必要がある。
- 都の想定によれば全壊 6,656 棟、半壊 13,867 棟の被害が予想される。これに見合った数の応急仮設住宅、建設用地の確保が必要となる。被害の規模や液状化の状況によっては、区外や都外での用地確保が必要になることも考えられる。
- 全壊、半壊に一部損壊を含めると区内の全建物約 132,000 棟※について、住家被害認定調査と罹災証明書発行が必要になり、その事務量は膨大となる。
※東京都都市整備局「東京の土地利用 令和3年東京都区部」より
- 罹災証明書の取得が、区民生活の様々な支援受給の条件となるため、迅速な発行が求められる。

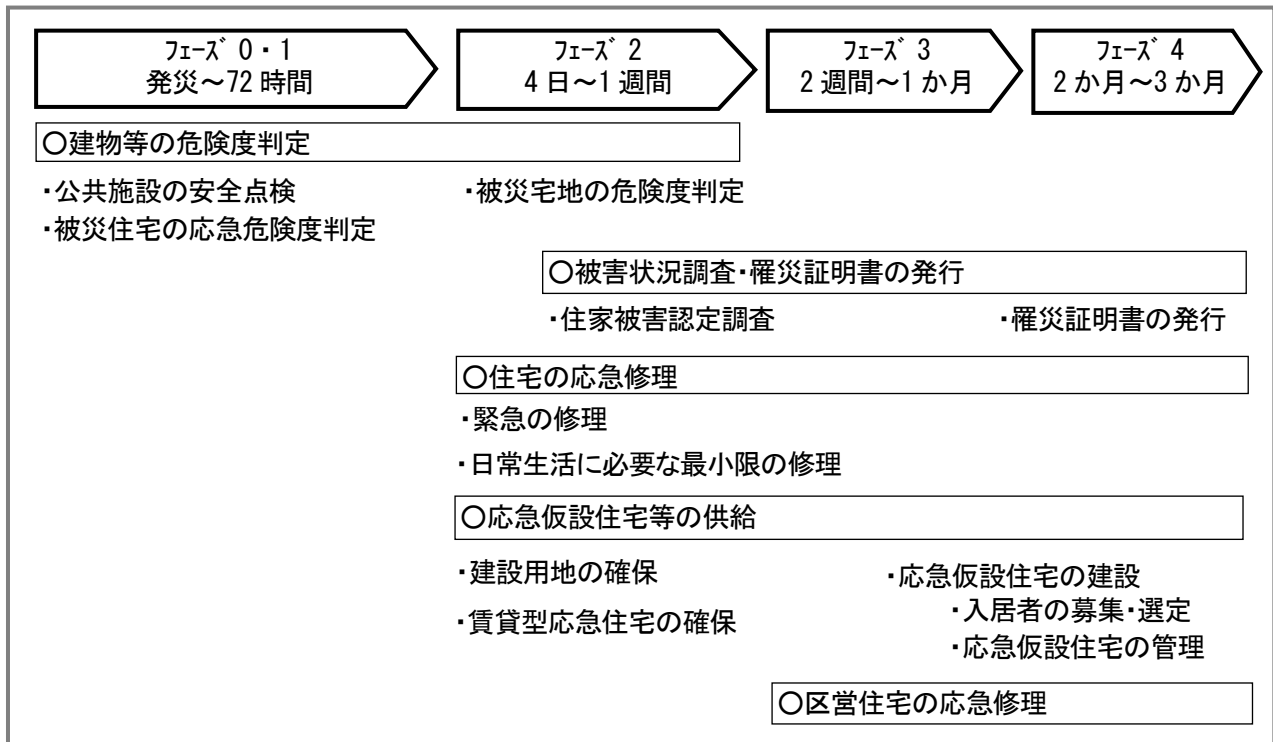
■対策の現状

- 区では、応急危険度判定を行うため、東京都建築士事務所協会江戸川支部、東京建築士会江戸川支部、江戸川建設業協会と協定を締結し、迅速な対応を行うための体制を構築している。
- 応急仮設住宅の建設用地として、区立公園等を候補地としている。

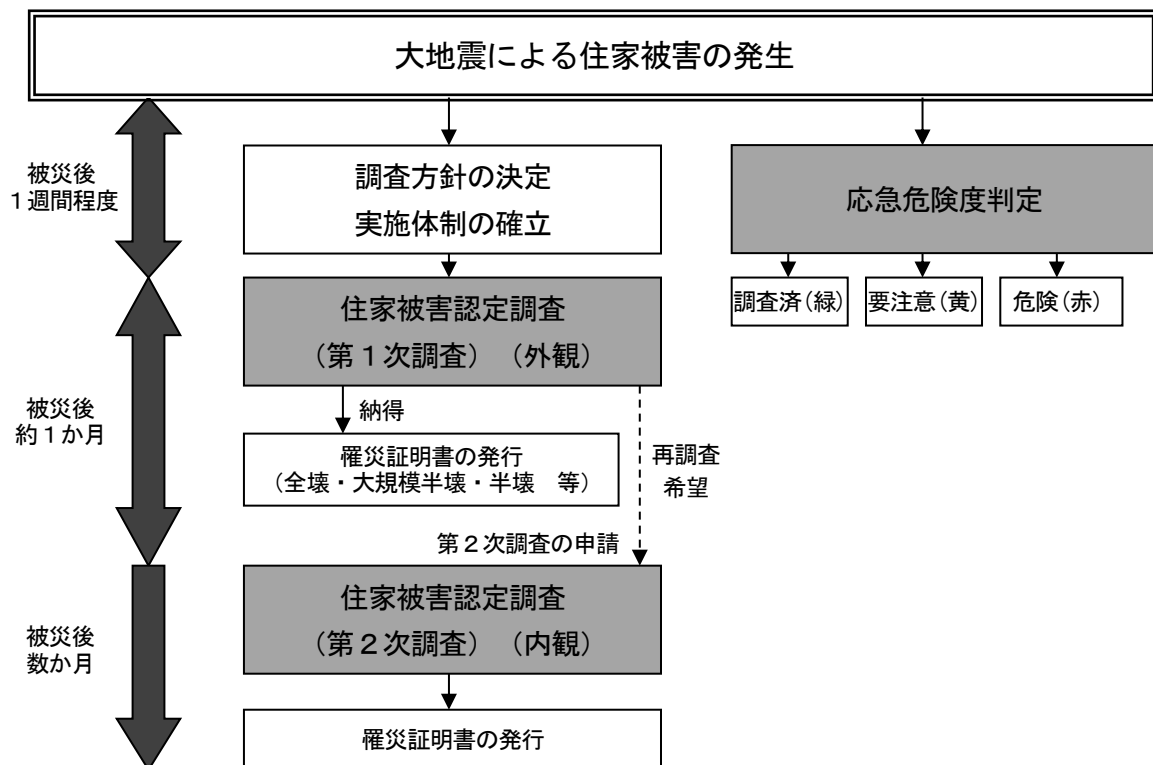
■対策の方針

- 1か月以内の完了を目指して住家被害認定調査を実施する。調査結果はデータベース化して、複数箇所（事務所単位）で罹災証明書を発行する。
- 供給主体である都等との連携を整理し、早期の供給に努める。応急仮設住宅の入居者選定に際しては、地域コミュニティの維持を軸とするよう配慮する。

■対策の流れ



〈大地震発生後の2つの建物被害調査の実施の流れ〉



＜住家被害認定調査と応急危険度判定の比較＞

	住家被害認定調査	応急危険度判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の発行	余震等による二次災害の防止
実施主体	市町村	市町村（都道府県が支援）
判定調査員	主に行政職員（罹災証明書発行は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否
判定結果	全壊・大規模半壊 等	危険・要注意・調査済
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付

第1節 建物等の危険度判定

1 公共施設の安全点検

区は、発災直後に災害応急活動拠点施設となる庁舎、避難所の安全点検を実施する。

2 被災住宅の応急危険度判定

二次災害の防止のため、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(応急危険度判定)を行い、必要な措置を講じる。

(1) 判定実施体制

区は、区内最大震度5強以上の地震が発生した時、応急危険度判定実施本部を設置する。区内最大震度6弱以上又は多くの建築物が被災した場合は、応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定員は、区職員のほか、都に対して「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録されている建築物の応急危険度判定員の出動要請を行い確保する。

(2) 判定方法

応急危険度判定は、目視にて行う。

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

3 被災宅地の応急危険度判定

宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し区民の安全の確保を図る。

対象は、宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び区長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(1) 判定実施体制

区は、宅地に関する被災状況に基づき、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、判定資器材等を準備する。

第4部 初動応急計画【震災編】

被災宅地危険度判定士は、区職員のほか、都に対して判定士の派遣を要請する。

(2) 判定方法

被災宅地危険度判定は、目視にて行う。

被災宅地危険度判定による調査結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第2節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行

1 家屋・住家被害認定調査等

区は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」を参考とし、住家等の被害認定調査を行う。調査は、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・被害なしに区分し調査を行う。調査結果は、都総務局に報告する。

火災により被災した家屋等の被害認定調査及び罹災証明書の発行を行うにあたり、必要と認める場合は、消防署との連絡会を開催し、火災被害に関する情報の共有を行うなど、消防署と連携して調査を実施する。

認定調査の調査員が不足する場合は、必要に応じて都総務局に要員の確保を要請するとともに、他の区市町村等に応援を要請する。

〈住家被害認定調査の概要〉

- | |
|---|
| ① 一次調査：外観目視による外観調査により、被害程度を判定する。 |
| ② 二次調査：一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、外観目視調査及び内部立入調査を実施する。 |
| ③ 再調査：調査結果に不服申し立てがあった場合、立入調査による再調査を実施する。 |

2 罹災証明書の発行

区は、被害認定調査の結果をデータベース化し、罹災証明書の発行に備える。

発行手続事務において人員が不足する場合は、必要に応じて都総務局に要員の確保を要請するとともに、他の区市町村等に応援を要請する。発行場所は区役所及び各事務所とする。

区は協定に基づき、火災による焼損状況の調査結果について消防署から提供を受けるとともに、罹災証明書発行窓口の開設時間、開設場所及び必要な情報について消防署と連携を図り、速やかに罹災証明書を発行できる態勢を構築する。

罹災証明書の発行時期等については、各避難所等で被災者に周知する。

第3節 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、災害により屋根等に被害を受けた場合、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を行う。それらにより、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

1 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 対象者の調査・選定

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受

け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

区は、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、募集・選定を行う。

(2) 応急修理の実施

災害救助法適用後は、都から委任された区が居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。ただし、災害救助法適用前においては区が必要に応じて行う。

区は、都が災害時に作成する応急修理を行う業者（一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会、一般社団法人全国災害復旧職人派遣協会、公益社団法人東京中小建築業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会のあっせんする業者）のリストにより業者を指定し、その他の事務に協力する。

1世帯あたりの経費は、国の定める基準によるものとする。

応急修理は、原則として災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了するものとし、大規模災害時に期間を延長する必要がある場合、内閣総理大臣と協議を行う。

2 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 対象者の調査・選定

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

(2) 応急修理の実施

区は都と連携し、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な屋根等の部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて修理を行う。

1世帯あたりの経費は、国の定める基準によるものとする。

応急修理は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

第4節 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が実施し、区はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されていない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において設置する。

1 公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給

都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

2 建設型応急住宅の建設予定地の確保

都は建設予定地の中から建設用地を選定する。選定にあたり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ区市町村相互間での融通を行う。

なお、区は、あらかじめ道路・用地の状況、ライフラインの状況等を考慮のうえ、建設予定地を定め、年1回、都住宅政策本部に報告している。

3 建設型応急住宅の建設

(1) 構造

- ① 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- ② 1戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて都が設定する。1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。
- ③ 住宅用火災警報器及び消火器等の設置、建設工事中における防火対策、その他火災予防上必要な事項に配慮する。

(2) 建設工事

- ① 災害発生の日から20日以内に着工する。
- ② 一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会、または一般社団法人日本ムービングハウス協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。また、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。
- ③ 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区に委任される

4 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅の供給

都及び区は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

5 入居者の募集・選定

(1) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

- ① 住家が全焼、全壊または流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者
使用申し込みは、1世帯1か所限りとする。

(2) 入居者の募集・選定

- ① 都は、入居者の募集計画を作成し区市町村に住宅を割り当てる。
- ② 区は、入居者の募集をホームページ、広報えどがわ等で周知し、相談窓口等で申し込みの受け付けを行う。
- ③ 入居者の選定基準は、都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区市町村が入居者の選定を行う。
- ④ 選定にあたっては、地区単位での集団入居などの地域コミュニティの維持と、要配慮者の優先入居のバランスに配慮するものとする。また、早期の都市復興を見据えた選定基準にも考慮していく。

6 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行う。

入居者の管理等は次の事項に配慮して区が行う。

〈仮設住宅管理での配慮事項〉

- ① 防犯対策
- ② 孤独死等の防止のための見回り
- ③ 引きこもりなどを防止するためのこころのケア
- ④ 入居者によるコミュニティの形成・運営
- ⑤ 女性の参画、女性を始めとする生活者の意見の反映
- ⑥ ペットの受入れ

区は、各種生活支援情報を仮設住宅入居者に必要な情報が行き届くよう配慮する。

第5節 区営住宅の応急修理

区は、区営住宅の応急危険度判定後に、危険防止等のため応急的な修理が必要な場合、修理を実施する。

第12章 衛生・清掃対策

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 トイレ・し尿処理	危機管理部、環境部	都環境局 都下水道局
第2節 ごみ処理	環境部	都環境局、 東京二十三区清掃一部事務組合
第3節 がれき処理	都市開発部、環境部、 土木部	都環境局
第4節 動物救護	健康部	都保健医療局

■自助・共助の役割

区民	・自宅トイレの活用に関すること ・住宅の解体撤去申請等に関すること ・ペットの自己管理に関すること ・がれきの応急集積場所、一次仮置場としての民有地提供に関すること
自主防災組織等	・仮設トイレの清掃、活用ルールに関すること
事業所等	・事業所トイレの活用に関すること

■対策の前提と課題

- 都の被害想定では、断水率 55.9%となっており、断水及び下水道施設が甚大な被害を受け下水道機能に支障をきたすことによって、水洗トイレの使用ができなくなる場合がある。そのため、マンホール設置型トイレ、仮設トイレの確保や自宅トイレを使ったし尿処理など、多様なトイレ対策が必要になる。
- 震災がれきの排出量は 159.9 万トンが発生すると予測されており、区内はほとんどが市街地のため、がれき置き場の不足、複数年にわたる処理期間が見込まれる。被災地復興のためには、早急ながれきの処理が必要である。
- ペットを飼養する家庭が多く同行避難をすることが予想される。避難生活時の問題化が見込まれる。

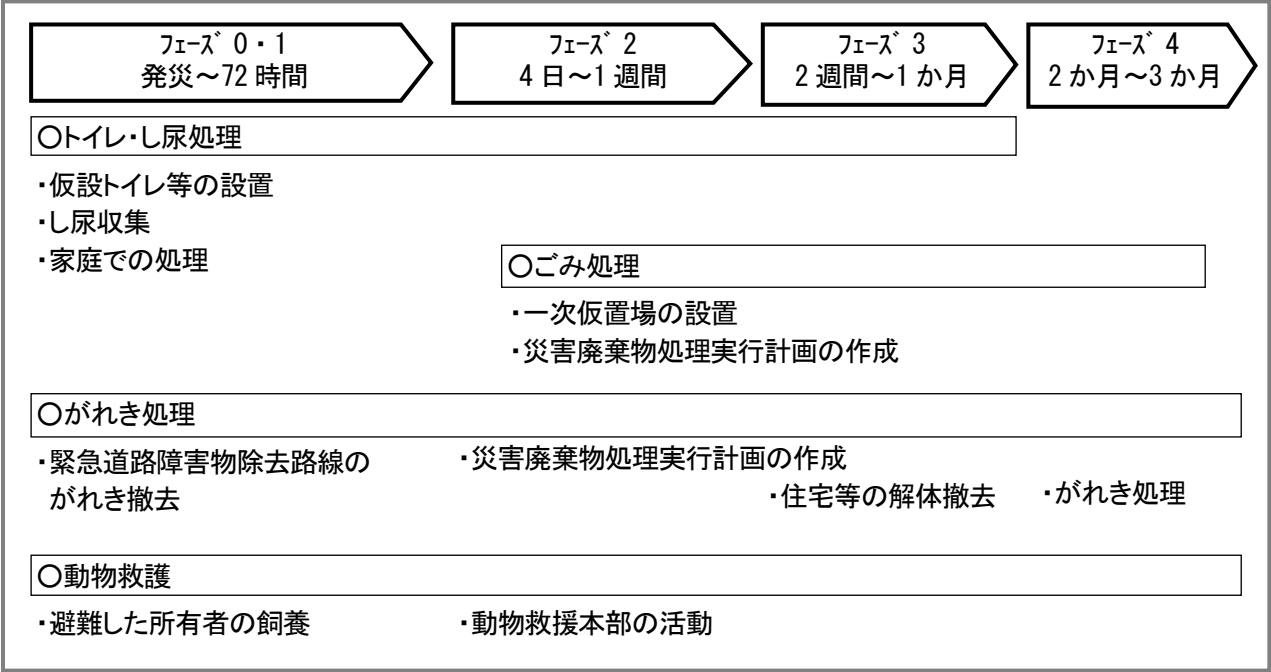
■対策の現状

- 区では、マンホールを活用するトイレや簡易トイレを備蓄している。
- 災害時協力協定団体と協定を締結し、災害廃棄物処理体制を構築している。

■対策の方針

- 発災後、緊急道路障害物除去路線を優先して障害物を除去し、一次仮置場（区立公園等）に搬入する。
- 倒壊住家のがれきは、できる限り仮置場を経由せず、災害時協力協定団体等の廃棄物処理施設へ運搬することを原則とし、発生量に対して収集運搬能力や処理能力が不足する場合は、二次仮置場へ搬入するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して処理にあたる。
- し尿処理として、仮設トイレを確保するが、発災直後から十分な数の確保が困難なことから、避難所ではプールの水の活用、家庭内トイレを使用した処理などを併用する。

■対策の流れ



第1節 トイレ・し尿処理

1 トイレの確保

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリーストイルの確保や設置場所の選定等を行う。

災害時には、以下の災害用トイレを活用する。災害用トイレが不足した場合には、区は、都に対して要請する。

(1) 応急トイレ (令和7年4月1日現在)

名称	形式	数量	容量	備考
地下埋設式トイレ	貯留式	105基	600リットル	都立大島小松川公園内
污水管兼用トイレ	下水道直結	93基 80基 48基	—	都立篠崎公園内 都立葛西臨海公園内 都立宇喜田公園内
簡易トイレ	貯留式	1,781個	—	ダンボール組立て式 (都・区備蓄分)

(2) 仮設トイレ (令和7年4月1日現在)
協定締結業者は運搬し設置する。

名称	形式	数量	容量	備考
仮設トイレ	貯留式	10基	—	リーストイレ

(3) マンホール設置型トイレ (令和7年4月1日現在)

名称	形式	数量	備考
マンホール設置型トイレ	下水道直結	1,029基	避難所、区民施設に配備

第4部 初動応急計画【震災編】

2 避難所トイレの活用

断水等が発生している場合、避難所では、学校のプールの水や防災井戸を活用して既存のトイレを使用する。水の運搬等の運用は、避難所の避難所運営協議会が行うことを基本とする。

3 携帯トイレの確保

自宅等のトイレを使用し、し尿をごみとして排出できる携帯トイレを確保し配布する。使用済みの携帯トイレの排出方法の周知及び清掃工場への収集運搬を行う。

4 し尿処理

貯留式の災害用トイレは、区が、し尿収集事業者の協力を得て収集し、覚書に基づき、都下水道局管理の下水道幹線におけるし尿受入用マンホール及び水再生センターに搬入する。

都下水道局は、搬入されたし尿を受入れ処理する。

なお、区と都下水道局は、覚書に基づき、災害時の円滑な運用に向けたし尿受入れ訓練を実施している。

5 事業所・家庭等における対応

断水等が発生している場合には、汲み置き、河川水等によって生活用水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

下水道施設が甚大な被害を受け下水道機能に支障をきたしたため下水道の使用制限や使用自粛の協力要請があった場合は、事業所・家庭で備蓄している携帯トイレを使用する。

第2節 ごみ処理

区は、所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出して、仮置場の決定など、災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。

ごみ収集機材、人員不足の場合は、関係機関に応援を要請する。

第3節 がれき処理

1 緊急道路障害物除去路線のがれき処理

区は、区立公園等に一次仮置場を設置し、発災直後に緊急道路障害物除去路線及び避難所までの接続道路から撤去したのがれきを一時的に集積する。その後、可能な限り家庭ごみを処理している既存ルートで処理を行う。なお、がれきの性状などによって既存ルートでの処理が困難な場合は、災害時協力協定団体等に処理を委託する。

2 災害廃棄物処理実行計画の作成

区は、被災家屋調査、道路障害物等の結果をもとに、がれきの発生量を推定し、一次仮置場や最終処分場を検討し、「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。作成にあたっては、都環境局等との連絡調整を行う。都は、区からの被害状況の報告をもとに東京都災害廃棄物処理推進計画を作成する。

一次仮置場は原則として区有地とするが、都有地、国有地、民有地については、都、国、地権者に要請し、順次設置する。

3 建物解体・撤去の申請受付

(1) 申請受付の準備

区は、解体・撤去を実施するにあたり、解体業者との委託契約の締結、一次仮置場の設置、受付窓口の設置等の準備を行う。窓口は、区役所及び各事務所に設置する。

(2) 申請受付

区は、被災者の解体・撤去の申請を区役所や各事務所に設置した窓口で受け付ける。受け付けた後は、申請された建物の現地調査を行い、所在地や申請内容の確認を行う。

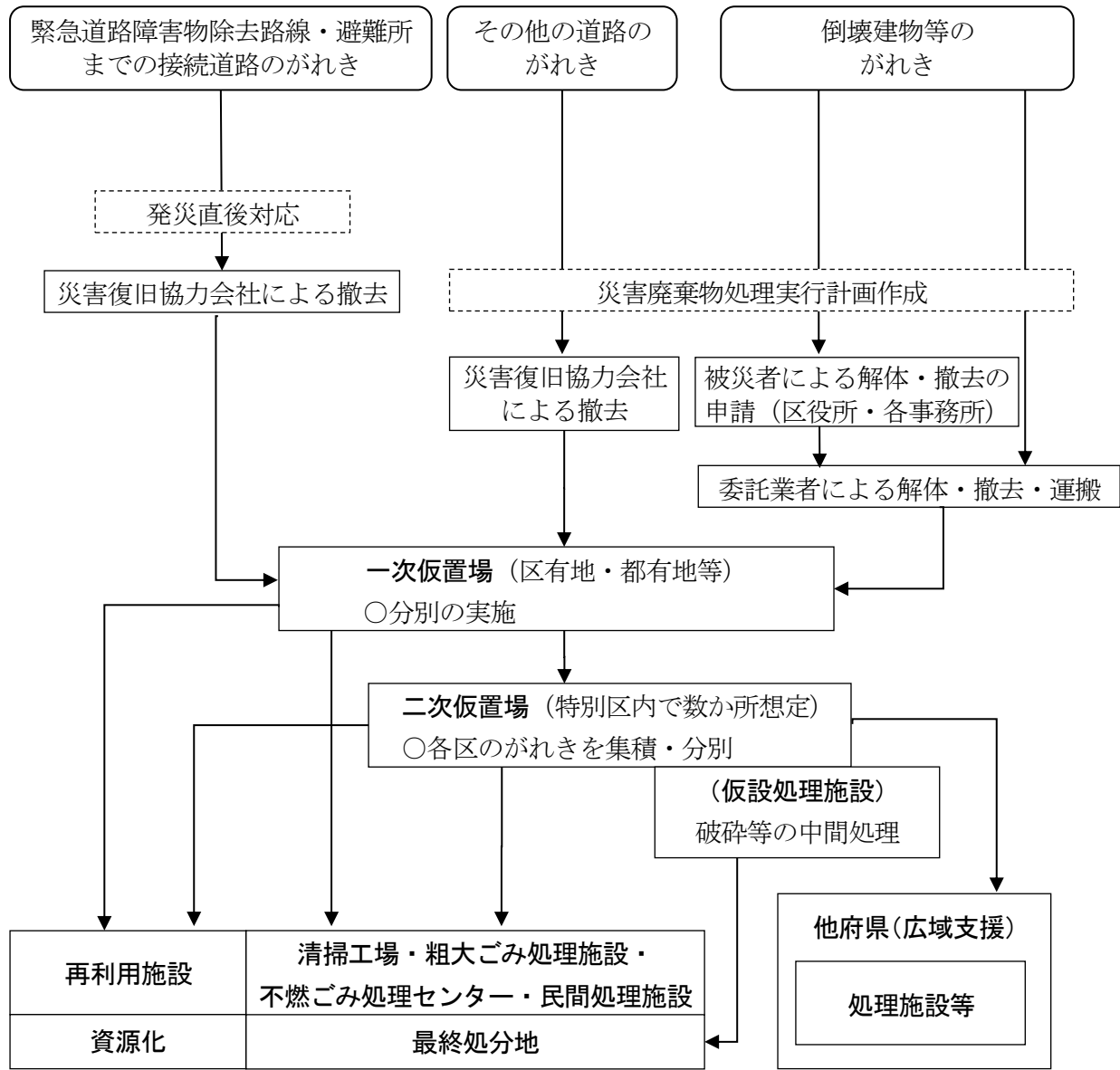
4 がれき処理

建物解体・撤去したがれきは、一次仮置場に全て分別の上集積する。その後、二次仮置場（特別区内で数か所を想定）、再利用施設、清掃工場、粗大ごみ処理施設、不燃ごみ処理センター、民間処理施設及び最終処分場に運搬する。

区で処理できないがれきは、都に広域処理を要請する。

なお、倒壊建物等のがれきには、アスベスト含有建材の混在が懸念されるため、一次仮置場の周辺等において、大気的安全確認の一環として、モニタリングを行う。

〈がれき処理の流れ〉



第4節 動物救護

1 動物保護の体制

被災動物の保護は、都、都獣医師会、動物関係団体等が設置運営する「動物救援本部」が中心となって行う。都保健医療局（動物愛護相談センター）は動物救援本部に対する施設の提供や「動物保護班」、「動物医療班」による指導・連絡調整、獣医療などの応援を行う。

都保健医療局は、動物愛護相談センター内に「動物保護班」や「動物医療班」を設置し、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送するとともに、区等からの要請に応じて避難所等における動物医療に携わる。

区は、篠崎公園のドッグランに動物救護所を設置し、迷子等の被災動物の保護について応急対応を実施して、都、関係団体等へ協力する。なお、新左近川親水公園のドッグランを動物救護所の予備施設とする。

2 避難所における対応

(1) 避難所での対応

避難者と同行避難した動物は、飼養者による自己管理によることを原則とする。飼養者は、避難する場合、ケージ、餌等を持参し避難するものとする。

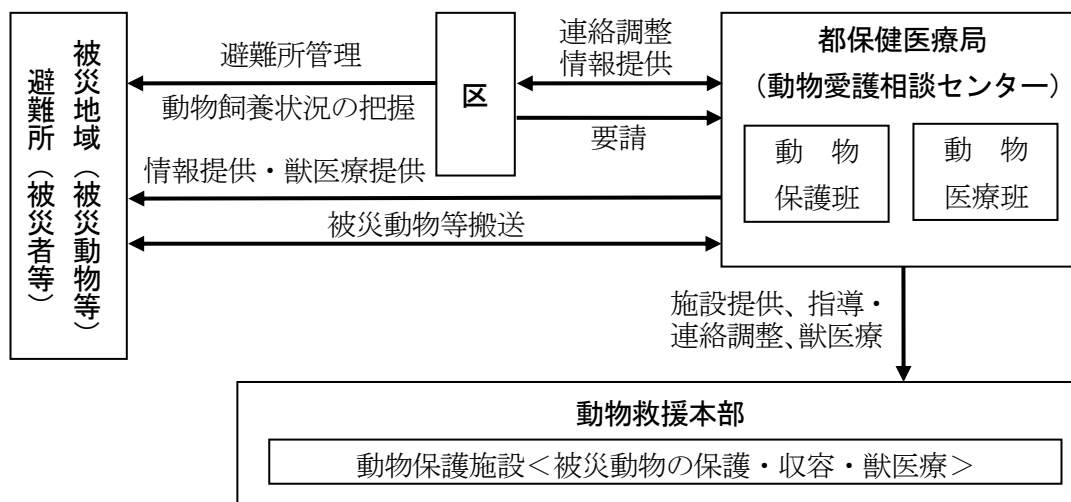
区は、ケージ等を設置する場所として、避難所敷地内又は建物内の空きスペースを飼養場所として指定し、避難者の居室への持ち込みは避けるものとする。また、避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。

(2) 適正飼養の指導

都（保健医療局）は、区と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼養を指導する。

- ① 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- ② 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- ③ 他区市への連絡調整及び要請

〈動物救護体制〉



3 危険動物の逸走対応

区内で飼養されている特定動物等の逸走の通報があった場合、区は関係機関と連携し、近隣住民等に対して避難の呼びかけ等を行う。

第13章 交通・ライフライン施設の復旧

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）
第2節 バス施設		都交通局
第3節 河川施設		国土交通省、都建設局
第4節 水道施設		都水道局
第5節 下水道施設		都下水道局
第6節 電気・ガス・通信等施設		東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスグループ、NTT東日本（株）東京東支店
第7節 公共施設	総務部、都市開発部	

■自助・共助の役割

区民	—
自主防災組織等	—
事業所等	—

■対策の前提と課題

- 地震により交通施設、ライフライン施設の機能低下が想定されている。本計画における被害想定では、最大で断水率 55.9%、下水道被害率 6.7%、停電率 21.7%、通信不通率 11.6%、ガス供給支障率 53.6%となっており区民生活に支障が発生する。

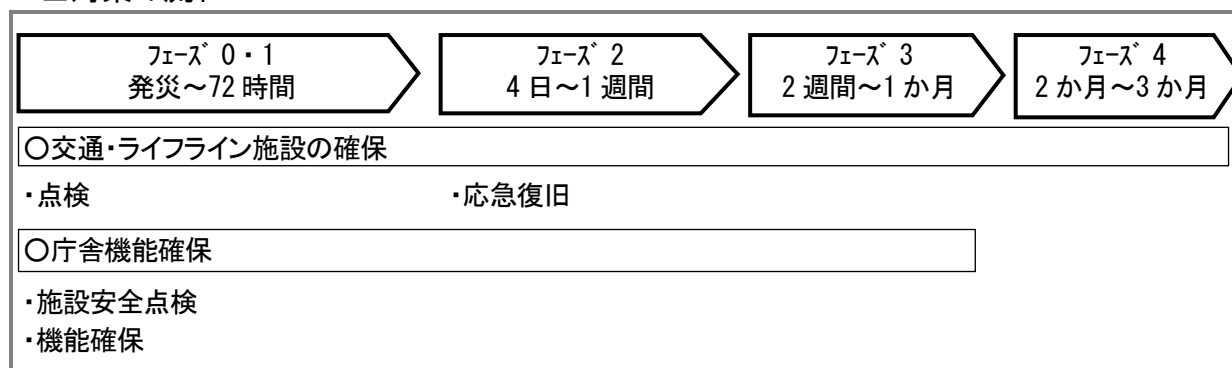
■対策の現状

- 各事業者は、耐震工事、機能のバックアップ等、震災対策を実施している。
- 区は、非常電源装置を設置しているほか、庁舎の危険度判定の体制等を整備している。

■対策の方針

- 各事業者は継続して震災対策を実施する。
- 区は、庁舎機能を維持できるよう危険度判定、資機材確保を行う。庁舎が被災した場合は、迅速に庁舎機能を他の公共施設に移転する。

■対策の流れ



第1節 鉄道施設

各鉄道事業者は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

第2節 バス施設

運行中に地震の大きな揺れを感じた場合、乗務員は、危険な場所を避けて直ちに運行を中止し、情勢を的確に判断して乗客の避難誘導を行うとともに、業務用無線等で営業所に状況を報告する。

営業所は、業務用無線で全車両に向けて一時運行中止を指示するとともに、担当路線内の被災状況を把握して本庁に報告する。

第3節 河川施設

1 区の応急措置

区は、水防活動と並行して区管理の河川管理施設等を巡視し、被害箇所については、都に報告し、応急復旧措置を実施する。

2 その他河川管理者等の措置

都、東京海上保安本部、関東地方整備局は、管理する河川及び海域の障害物、岸壁上の障害物を除去する。

3 防災船着場の運用

都は、全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。また、各防災船着場の管理者は損傷等に対する修繕、補修を行う。

区は、運用主体として施設の引き継ぎを受け、物資等の輸送に活用する。

4 緊急用河川敷道路等の活用

都及び区は、緊急用物資等を輸送するにあたり、陸上ルート of 多重化、また、水上ルートの確保として、関東地方整備局において整備している緊急用河川敷道路、緊急用船着場等を活用する。

第4節 水道施設

都は、水道施設の点検及び被害調査を行うとともに、次の措置をとる。

- ① 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- ② 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
- ③ 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次すすめる。
- ④ 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗に合わせ、再調整を実施する。
- ⑤ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

第5節 下水道施設

都下水道局は、管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、工事現場の保安点検等を行う。各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

応急復旧活動にあたっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

下水道施設の被害状況を調査した結果、甚大な被害があり、下水道機能等を確保するまでに長期間を要すると判断した場合等に、使用自粛の協力要請を行う。下水道施設の被害および復旧等の状況および下水道使用自粛等の協力要請について広報を行い、広域的な広報については、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。

第6節 電気・ガス・通信等施設

1 電気施設

東京電力パワーグリッド（株）江東支社は、震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害または火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

復旧工事の実施にあたっては、停電発生により人命・社会的影響が大きい施設である官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

2 ガス施設

東京ガスグループは、施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPGガス協会が協力し、避難所等にLPGガスを救援物資として供給するよう努める。

3 通信施設

各通信事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、情報を収集する。

第7節 公共施設

区は、発災直後に庁舎、避難所等の安全点検を行い、安全を確認し、被災した箇所の応急措置を実施する。

また、非常用電源の発電装置に必要な重油、仮設トイレ設置など庁舎機能を確保する。

区役所が被災した場合は、総合文化センター・中央図書館に庁舎機能を移転する。

第14章 放射性物質対策

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 情報連絡	経営企画部、危機管理部、環境部、健康部	都
第2節 放射線等使用施設の応急措置	経営企画部、危機管理部、環境部、文化共育部、生活振興部、健康部、教育委員会事務局	都
第3節 核燃料物質等輸送中の事故への措置	経営企画部、危機管理部、環境部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	都総務局 小松川・小岩・葛西警察署 江戸川・葛西・小岩消防署
第4節 保健医療活動等	環境部、健康部	都保健医療局
第5節 風評被害への対応	産業経済部	都産業労働局、都中央卸売市場

■自助・共助の役割

区民	—
自主防災組織等	—
事業所等	—

■対策の前提と課題

区内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関して「原子力災害対策重点区域」に都の地域は含まれていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、区は、区民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている東京においても、浄水場の浄水（水道水）から放射性ヨウ素が測定されたり、比較的空間線量が高い地点が確認されたり、風評被害によって海外からの観光客が激減する等、様々な影響を受けた。

■対策の方針

区内において、再び東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、区民の健康被害に関する不安及び心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

第1節 情報連絡

1 情報連絡体制

区は、放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる危機管理体制を構築する。

2 区民等への情報提供等

区は、空間放射線量や放射性物質の測定・検査を行い、江戸川区公式ホームページ、広報えどがわ等でその結果を公表する。

また、都が測定した放射線量等のデータを入手し、区民に公表する。

第2節 放射線等使用施設の応急措置

1 使用者の措置

放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

2 区の措置

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

① 区民に対する避難の指示	② 区民の避難誘導
③ 避難所の開設	④ 避難者の保護
⑤ 情報提供	⑥ 関係機関との連絡

第3節 核燃料物質等輸送中の事故への措置

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる「放射性物質輸送事故対策会議」が開催され対策が検討される。

警察署は、事故の状況に応じ、警戒区域の規制、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。

消防署は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

区は、都からの情報に基づいて、必要に応じ、次の措置を行う。

① 区民に対する避難の指示	② 区民の避難誘導
③ 避難所の開設	④ 避難者の保護
⑤ 情報提供	⑥ 関係機関との連絡

第4節 保健医療活動等

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

1 都の措置

都は、健康相談に関する窓口の設置、都立病院、保健所において被ばく線量等の測定を行う。

2 区の措置

区は、区役所に健康相談に関する窓口を設置するとともに、保健所等において被ばく線量等の測定を行う。

また、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第5節 風評被害への対応

都及び区は、農作物、工業製品等への風評被害を防ぐために、正しい情報を発信する。

第15章 区民生活の安定

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 区民生活への支援	経営企画部、総務部、 都市開発部、生活振興部、 福祉部、健康部、 SDGs推進部	都主税局、都福祉局、(福)東京都社会福祉協議会、(福)江戸川区社会福祉協議会、日本赤十字社東京支部、木場公共職業安定所、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、日本放送協会、NTT東日本(株)東京東支店
第2節 中小企業等への支援	産業経済部	都産業労働局

■自助・共助の役割

区民	—
自主防災組織等	—
事業所等	—

■対策の前提と課題

- 災害後の区民生活安定のため、法令等に基づき様々な支援があり、対応する体制を迅速に構築する必要がある。

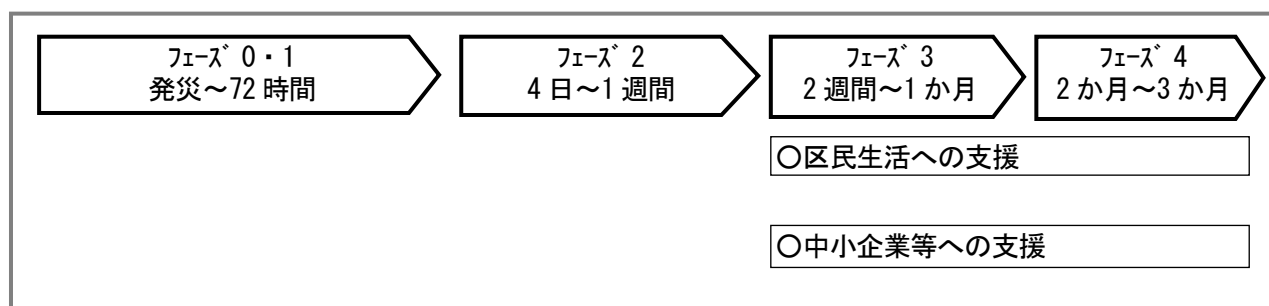
■対策の現状

- 防災関係機関は、それぞれの支援策を定めている。

■対策の方針

- 防災関係機関に対し区民生活への支援策の早期対応を要請する。

■対策の流れ



第1節 区民生活への支援

発災直後の揺れや火災などの被害から生命を守った後は、その生命をしっかり繋いで、早期に生活再建へと結びつけ、震災前の生活や都市を取り戻すことが重要である。そのために、区は、避難所の安全化や生活物資の発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策、罹災証明手続き及び応急仮設住宅への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策をすすめていく。

1 被災者の生活相談

(1) 応急相談窓口の設置

区は、被災者のための応急相談窓口を設け、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

〈応急相談の項目〉

窓口設置場所	区役所、各事務所
相談項目	① 安否情報（家族の消息等） ② 罹災証明書等の発行 ③ 応急対応の申込み ・仮設住宅 ・応急修理 ・建物解体撤去 ・災害見舞金 ・義援金 ・被災者生活再建支援金 ④ 相談 ・生活資金、営業資金 ・法律 ・健康 ・福祉 ・職業のあっせん

(2) コールセンターの設置

区は、区民等からの電話による通報や問い合わせに対応するため、特設電話等を確保しコールセンターを設置する。

2 義援金の募集・受付・配分

(1) 義援金の配分事務

都の義援金募集等に協力する場合、区独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続きを明確にする。

(2) 東京都募集の義援金の受付・配分

都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会（以下、「都委員会」という。）に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。

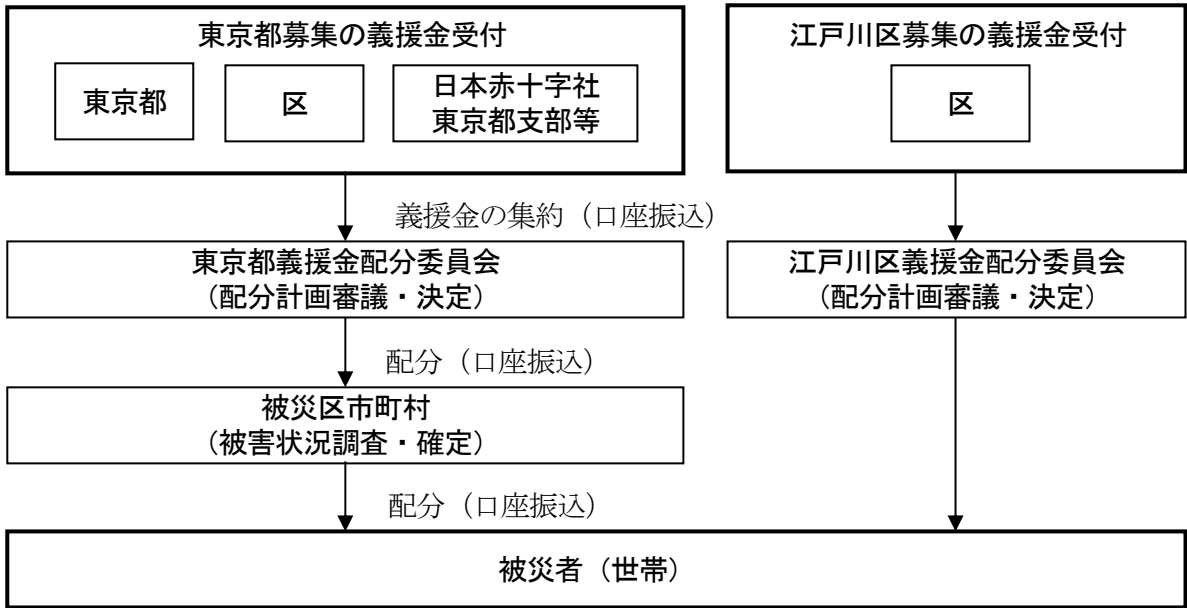
また、都から配分された義援金については、区の指定する口座を振込先とし、配分を決定する。

(3) 区独自募集の義援金の受付・配分

区は、「江戸川区義援金配分委員会」を設置し、義援金を募集することを決定する。

義援金の募集開始後、江戸川区義援金配分委員会を開催して配分方法等を決定し、速やかに被災者に支給する。

＜義援金の受付・配分のながれ＞



3 被災者の生活再建支援の援助

(1) 災害弔慰金等の支給

区は「江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神または身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行う。

また、日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

(2) 生活福祉資金の貸し付け

（福）東京都社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、（福）江戸川区社会福祉協議会を受付窓口として、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸し付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸し付け対象とならない。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

① 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アまたはイの被害が発生した都道府県の他の区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する区市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

第4部 初動応急計画【震災編】

カ ア若しくはイの区市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）

② 支給要件

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※中規模半壊の場合は基礎支援金の支給はなし

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

<全壊・大規模半壊の場合>

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

<中規模半壊の場合>

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	100万円	50万円	25万円

4 職業のあっせん

(1) 公共職業安定所でのあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講ずる。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

(2) 区の要請

区は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

5 租税等の徴収猶予及び減免等

(1) 納税の緩和措置

区及び都は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、特別区民税及び都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等について、適時、適切な措置を講ずる。

(2) 国民健康保険料等の措置

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、国民年金保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、法律、条例等に基づき、被災の状況に応じて、減免、徴収猶予の措置を取る。

(3) 労働保険料の措置

災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険

料の納入期限の延長措置を講ずる。

6 その他の生活支援

(1) 東京労働局

- ① 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- ② 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長の措置を講ずる。

また、区及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。

(2) 日本郵便（株）

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(3) （株）ゆうちょ銀行

- ① 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
- ② 郵便貯金業務の非常取扱

(4) （株）かんぽ生命保険

- ① 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い
- ② 保険料の払込猶予期間の延伸等の非常取扱

(5) 日本放送協会

- ① NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等の実施等
- ② 被災者の受信料免除
- ③ 状況により避難所へ受信機を貸与

(6) NTT東日本（株）東京東支店

- ① NTTの規定に該当する被災者または避難者の基本料金の減免および仮住居への移転工事費の無料化を実施
- ② 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

第2節 中小企業等への支援

1 中小企業者への融資

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行う。

2 農業・漁業関係者への融資

都及び関係機関は、以下の措置を行う。

(1) 株式会社日本政策金融公庫による融資

農業、水産業施設等の災害復旧資金及び被災農業・漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸し付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、または指導を行う。

(2) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対

第4部 初動応急計画【震災編】

する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農業・漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

(3) 農・漁業団体に対する指導

災害時において、被災農業・漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第16章 災害救助法の適用・激甚災害の指定

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 災害救助法の適用	危機管理部	都総務局
第2節 激甚災害の指定	危機管理部	都総務局

■自助・共助の役割

区民	—
自主防災組織等	—
事業所等	—

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。

この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については都知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は都が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

区長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができない場合、区長は救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

2 災害救助法の適用申請

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。

災害救助法が適用された場合は、都知事から公告される。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法施行令第1条に定めるところであるが、具体的な基準は、次のとおりである。

ア 住家が滅失した世帯数が、次のいずれかになったとき。

- ① 区内の住家滅失世帯数が、150 以上になったとき。（基準1号）
- ② 都内の住家滅失世帯数が 2,500 以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が 75 以上になったとき。（基準2号）
- ③ 都内の住家滅失世帯数が 12,000 以上になり、かつ、区内で多数の世帯の住家が滅失したとき。（基準3号）

イ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合。（基準4号）

(2) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とする。

第4部 初動応急計画【震災編】

イ 住家の滅失等の認定

① 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流失」という。）

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

③ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

④ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

上記①から③に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

(3) 激甚災害法の指定基準

ア 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

イ 局地激甚災害指定基準

① 災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害※として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。

② 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

※激甚災害（激甚災害制度）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

3 災害救助法の運用等

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（同施行令）
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の搜索及び処理（同施行令）

災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

4 災害救助法に基づく救助の実施方法

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、区は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

(2) 関係帳票の作成

区は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

(3) 救助の程度・方法及び期間

基準額等については、都規則によるものとする。

第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査報告

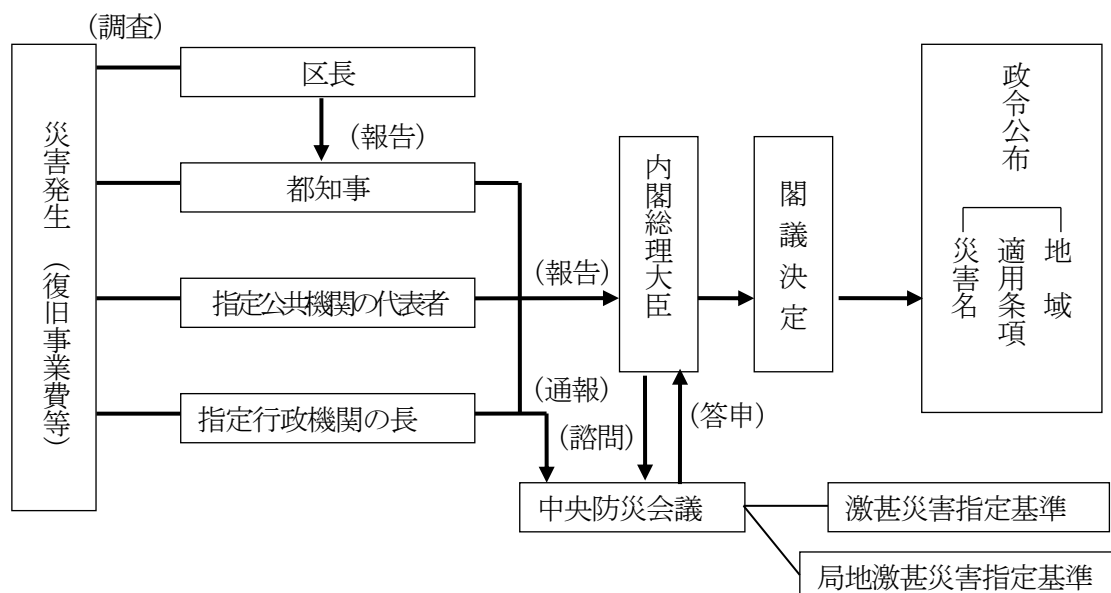
区長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

都知事は、区市町村の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

2 特別財政援助等の申請手続等

区は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

〈激甚災害指定の手続きフロー〉



- 激甚災害の指定は、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。
- 局地激甚災害の指定は、区市町村段階の被害の規模で捉え、その指定基準は、昭和43年11月22日中央防災会議で定めている。
- 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。